

イギリス産業革命期
労働政策分析序説

森 建資

目次

序

- 第1章 産業革命期における国家・階層・家族 24頁
- 第2章 イギリス産業革命期における農業労働力の存在形態 93頁
- 第3章 労働契約と社会の階層的構造 195頁
- 第4章 近代イギリスの労使関係と家族関係 355頁
- 第5章 産業革命期イギリス労使関係法の構造 434頁

序

近代資本主義社会が、規律がありなおかつ業績志向的な労働者が大量に存在することを存続の要件としていたということは、現代の産業社会の研究者によって新たに発見された事実ではなかった⁽¹⁾。すでに産業革命の時代にあつて、特定の行動様式をもつた労働者が必要であることが主張されてきた。産業革命期の特徴は、このような主張が激しい政策論争の中心に置かれていたことであり、それはそれ以前の時期でも、またそれ以降でもみることのできなないものであつた。雇主のみならず、一群の政治家や作家達の一貫した関心は、勤勉な労働者を作りだすことにあつた。彼らは職人や日雇の間にかつて広くみられた勤労へと向う性格が、社会変動の中で急速に消滅しつつあるのではないかという危機

感を抱いて、当時様々なレベルで議論された諸社会問題を、労働者の性格類型の変化によって引き起こされたものとしてとらえた。従ってその観点からは、諸問題の真の解決は、労働者の性格の改造を通してしかなされえないと考えられたのであって、その為の有力な手段として救貧法、工場法、団結法などの労働政策に目が向けられていった。政策をめぐる議論の根柢にはたえず、どのような労働者が望ましいのかの判断が種々わっていった。そして論争の中から打ち出されてくる政策の理念は、政策を通じて好ましい労働者類型を創造しようとする意思を、最も直截に表現することになったのである。

19世紀初頭の著作家達は、しばしば、救貧法行政の直面している問題を、技術や労働市場の変化によって引き起こされたというよりも、より根源的には労働者の性格に原因をもちものであるとみなした。また児童労働をめぐる工場制を攻撃した人々の批判の力点は、工

場が労働者を「墮落」させていることにある。我々が産業革命期の労働政策を解明しようとする時に、史料の分析を通じて浮かび上がってくるのは、このような同時代人の特異な問題把握の仕方である。社会問題を労働者のあり方、とりわけその性格に帰着させてしまうという認識の枠組を共有しながら、様々な立場の人々が問題を整理して対策を提起する。従って我々が当時の政策を分析しようとするならば、まずこの枠組自体を分析対象としないてはならないのである。

即
この課題を遂行するためにまず考えられる方法は、労働者の動機に則して労働者が当時の社会にどのように反応していったのかを観察し、ついでそれが当時の経済社会の構造の中でどのように評価されたのかを明らかにしつつ政策形成過程の分析へと進むことであろう。我々は現実の労働者のあり方を政策当局者がとらえた労働者像と照し合わせることで、政策批判の手がかりをえることができる。し

しかしこの方法にはいくつかの難点がある。地域によって労働者のあり方が異なっていることに示されるように、一般的な労働者類型をとりだすことはそもそも困難であり、労働者の価値観を特定することもできない。むしろ本来は多様である労働者のタイプを一律なものにとらえて、問題の原因を究極的にはそのような労働者のあり方に帰着させていたことが、当時の問題把握、政策過程の大きな特徴であったのである。

またこの方法では、労働者が積極的に発言したり、自分の考えを書きしるしたりすることが少なかったために、彼らの価値観を再構成することが著しく困難であるという問題にも直面する。確かに綿紡績工や活版工のように組合に結集していた場合には、彼らの理念や価値は美田的行動の中で表出されて、それ故に観察しうるものになるだろう。だが、「商業や製造業で雇われていた職人とよばれる労働者達は、一箇所に集まっていた、時々には

雇主との間に争議を起し、賃上げを雇主に強いるためか賃下げを防ぐためにストライキをするのである。(中略)農業での日雇は労働者のように団結することはできず、労働者がお互いに連絡をとりあうような機会を持つこともない(2)」と述べられていたように、農業労働者には団結を通じて自己主張をおこなうという途がとざされていたのである。農村を席捲した暴動も農業労働者が自己の組織を作り出す好機とはならなかった。彼らは自らの理念を共有し表現するための恒常的組織を持つ代りに、伝統的な暴動の様式を踏襲することに終始した(3)。従って農業労働者や表内奉公人(4)といった声なき人々を分析の対象とする限りは、我々は労働者の価値体系を把握し、行動を追跡するという方法を置くことができないのである。

政策の対象となつた労働者の実態把握から政策分析をはじめする方法はこのように難点をもつ。これに対して政策形成過程から分析を

ほいめる場合は、史料分析上の難点が少ないばかりが、政策の特質を容易に知りうるという利点をもっている。まず明らかにされなければならぬのは当時において政策形成過程に影響を振るゐた人々が労働者を把握した認識の枠組である。彼らはこの枠組を通してとらえた労働者像をもって政策上の諸問題を説明し、政策を提起していった。この方法をとるならば、著作家や政治家の描いた労働者像は、たとえ現実にあつた労働者の姿とは違つたものであつても、政策展開の起点となつた以上は、政策分析の中心に置かれるべきものになる。では政策当局者達の労働者像はどのようなものであつたのか。その手がかりの一つとして、1834年の救貧法調査委員会報告などの一連の委員会報告書や著作の中にみられた、理念としての《独立》independenceに焦点をあててみよう。

独立という言葉は、産業革命期の前後を通じて、小生産者や労働者の道徳的・経済的状

態を描き出すために類弊に用いられた。その本来的な意味においては独立した人間とは、彼の全人格が他人の意思に依存していない人間を指す。そしてそこから重要な経済的意味が派生してきた。独立した農民とは生産手段を自分の統制の下において自分と自分の家族の労働によって生計をたてている存在であり、自営の農民を意味した。人格的独立が完全なものとなるためには、経済的独立が達成されなくてはならないとされたためか、経済的独立は《独立》の理念の重要な部分を占めた。本来的な独立の意味は同時に、他人の権威からの独立を言っていた。この政治的な独立の意味もまた個人の独立にはじまって一国の独立に至るまで適用範囲を拡げながら、18世紀後半によく用いられたのである。独立という言葉は単に現実の状態の叙述のために使われただけでなく、規範としても用いられた。そして独立が社会的価値として確立すると、人の活動はあるべき独立の状態を基準として、

それからどれだけ乖離しているのかという仕方で評価されるようになった。

小生産者の小土地や織機が彼を経済的に完全に独立した状態にするほどではなくても、また生計のほとんどを賃労働に頼るような日雇でさえも、独立という観点から叙述され評価された。18世紀末葉の小農と日雇の状態についてのデービスの記述は、この用語がいかに使われたのかを如実に示している。

A. (小農について) 「地主はかさんだ生活の費用に見合うだけの収入を得るために、いくつかの小農場を一つに統合してしまった。(中略)このためにそれまでこのような小農場で独立した生計 an independent livelihood を営んでいた数千の家族は、徐々に日雇の階層にまで落されていった(5)」

B. (日雇について) 「このようにおどろくべき大量の人々が部分的な独立 partial independence という不安な状態から、失業

した時には教正のお世話にならなくてはならないような、雇人の不安定な状態へと落されてしま。た(6)」

デービスの引用は、同時代人の社会変動把握の一つの典型を示している。彼は古くからの生産者の独立が急激に壊された結果貧困問題が生じたととらえた。これに対してデービスが称揚したような「伝統的な(7)」生産者の独立こそは、生産組織、生産技術の革新への障害物であるという把握も存在したのである。「農業にとっての最大の害悪は、日雇たりをある独立の状態におき、なくてはならない社会の階層性 the indispensable gradation of society をこわしてしまふことだ。人類の大多数はともに生きることを余儀なくされており、財産所有者と労働者から構成されざるをえないのである(8)。」この二つの異なった把握は、小生産者の独立の評価をめぐっては対立するものであ、たが、当時の社会問題を生産者の人格的・経済的状态か

ら説明しようとする点では共通した認識の枠組を持っていたのである。

産業革命の進展によって、本来の意味の経済的独立はある立場から攻撃されただけに止まらずに、その生存基盤そのものも奪われていった。しかしマルサスと彼に続く人々は小生産者の独立を否定する一方で、経済的独立に新しい意義を与えて、社会統制の為の不可欠な手段にしていったのである。彼らの認識では、新しく成立してきた経済のメカニズムは、労働者が公的救済から独立した状態にあることが前提になれば順調に機能しないものである。そのような状態を導くために彼らは公的救済を受けていないことこそが独立であると定義し直した。マルサスは『人口論』の第1版で「イングランドの救貧法は二つの仕方で貧民の一般的な状態を悪化させている。その明白な傾向は、まず第一に食料を増やすことなく人口を増加させることである。貧民は家族を独立の状態で (a family in in-

dependence) 維持できるといふ見通しはほとんどないが全くなくとも結婚できるようになってしまった」とのべたが、そこにいう「独立の状態」といふ表現は同書第4版では「教区の援助なしで without parish assistance」と書き直されているのであつて、この両者が同義であることをうかがはせるのである(9)。

このような定義づけが有効性を持ちえたのは、独立という言葉がまだ規範的な価値を帯びていたからであり、それ故に望ましい状態を独立と命名することによって人々をそのような状態へと誘導したからである。しかし誘導を確実なものにするためには、法による規制が新しい定義の有効性を保証していなければならない。経済的独立を失つたものは被救恤民の身分にあるものとして、囚人と同様に、権利能力を制限された。独立と独立でない者の間には明白な差異が存在していなければならないのである。かの1834年の救貧法調査委員会報告によれば、「証言を通じて次のことが明らか

かとなった。被救恤民の身分の状態が独立労働者の状態よりも上にあればあるほど、独立身分の状態は悪化する。彼らの勤労は損われ、雇用は不安定になり、賃金報酬は切り下げられる。もし被救恤民が独立労働者の状態よりも悪い状態にあるという当然の地位におかれるならば、反対のことが起こる(10)」のであり、差異は大きいほどよい。しかし被救恤民を浮浪者の身分にまで落とすことは立法者の意図するところではなく、独立労働者に比べて被救恤民の状態を悪化させることにも限度があった。

政策理念としての《独立》を考える際に忘れてはならないことは、新しい意味が、本来的な意味が含意していたものの一部をひきついでいたことである。本来的な《独立》は、生計を立てていく上で他者に依存しないことと、他者の命令から独立していることの二つを含意していた。このうちの前者が他者の援助からの独立へと変形され、さらに公的救済

からの独立へと矮小化されることによつて新しい政策指導理念が形成されたのである。そしてその際に他者の命令からの独立という側面は無視された。独立労働者という用語はこの過程のいさついたところに成立する表現である。

しかし注意されなくてはならないことは、新しい理念が本来的な価値の一部を引継いだために、本来的価値そのものも残ったことである。そして後者もまた資本主義社会の論理にあわせて解釈された。「すべての義務は相互的です。もしもあなたが（産主に）気に入られたいのならば、それに値するように努力しなさい。あなたの地位に伴う義務を忍耐よく行うことが、あなたの独立への歩みを押し進める唯一の確実な道なのです（11）。」独立は服従の日々の終了後に来るべきものとして約束されている。しかしそれをだれも保証することはできない。

かつてホートンが「『良い』態度を指示す

るような言葉が突然はやりだしたという場合、それは恐らくは、すでに確立していた態度が“悪い”態度であることが判明したために、それを批判するために使われたのであろう。ここでは、辞書よりも歴史的な文脈の方が新しい意味を理解する上で有益である⁽¹²⁾と述べたように、我々は新しい政策理念がそれまでに支配的であった諸価値の中から、かき出して生まれてきたのかを、歴史的な文脈に即して詳らかにしなくてはならないのである。

独立労働者という言葉は、独立 independence と従属 dependence という二つの相反する態度を内包している。従属の状態は、独立とは違つて政策的誘導の目標とはならなかつた。労働者の雇主への従属は、独立のように労働者の努力によつて実現されるべきことではなく、むしろそこからの逸脱が厳しく取締られねばならない状態であつた。その意味では、従属は制度として確立したものになつていなければならなかつた。そしてその過程は、長

い期間にわたるものであった。いま雇主の経済的性情を問わなければ、雇用関係そのものは——従って雇人の雇主への従属は——中世社会にまでたどりうるものであり、資本家—賃労働者の関係も産業革命に先立って長い間存在していたのである。従って従属の様式が確立する過程をみる場合には、我々は幾時代にもわたって従属がいかに制度として展開してきたのかに注意を払わなくてはならないのである。

資本主義的な労働様式は、労働者が資本家としての雇主の命令に従うことを要件とする。この場合労働者が雇主の命令に服従する仕方は多様でありうる。しかし19世紀のイギリス社会のように社会秩序の拠り所を法に求めた社会では、雇主の支配と労働者の服従は法に基いて定められていない限りは不安定なものでしかない。では労働者の従属が法的なものであるということは具体的に何を意味するのだろうか。彼は雇用契約を自由に結べたので

はなかつたか。

法的には労働者はどの雇主の下で働くかに関し選択する自由があり、また労働条件のうち賃金や労働時間などについても雇主と自由に取決めることができた。しかし彼と雇主は契約内容のすべてを自由に決定しえたのではなかつた。彼らは雇用契約を結んだ以上は、法の定める諸原則に従わなくてはならなかつた。産業革命の終りの頃までには雇用契約の当事者——法はそれを master と servant と呼んだ——が服さなくてはならない法の諸原則が体系性を備えたものとして一応の完成をみた。この勞使關係法 Law of master and servant は、その出發点を絶対王制期あるいはそれ以前の制定法においていたが、その中での判例法の比重はしだいに高まり、19世紀の中葉には法律家達もこの法の領域における制定法の存在をしばしば忘れがちになつた。雇主の命令権限と労働者の服従義務も産業革命期に判例法上の原則として確固としたもの

になったのであって、労働者の従属は、独立のように議会で議論されることもなく、裁判官の判決を通じてゆるぎないものになったのである。

労働者の雇主にたいする従属は、親にたいする子供の従属、夫にたいする妻の従属と同様のものにとらえられた。ベレサムの「雇主としての地位において、彼（父親—引用者）は子供が法的に独立を達成するまでの間子供に労働を課し、その労働を自分のために用いる権利を有している⁽¹³⁾」という一節は、父親が雇主（master）とみなされたことを示すとともに、子供と労働者（servant）の状態が、権威に服しているという点で独立とは正反対のものであるにとらえられていたことを物語っている。しかし子や妻には経済的観点からの独立（他者の援助を受けない状態）は期待されていなかっただのに比べて、労働者は経済的に独立していることを要請された。従って彼が家族をもったとき独立と従属の間

係はより複雑なものになった。産主にたいしては従属し、公的経済からは独立していながら、彼は妻や子供にたいしては権威を振るうとともに彼らを扶養しなければならない。家族の中での彼の役割は master のそれと相似している。初期の工場制のように労働者が自分の子供を補助労働者として雇うことを認められた場合には、労働者の子供にたいする支配は産主の労働者にたいする支配と同質のものになった。「綿工場に雇われている14歳以下の児童のほぼ全員は、ミューール紡績機部門に属していて、49対50の比率で紡績工直属の servants あるいは dependents である。彼らは、しばしば紡績工の子供が近親者であり、彼の意のままに雇われたり、解雇されたりする。実際、もし補助労働者が職工から独立していたのならば、ミューール紡績はいかなる成功をももたらさないであろう(14)。」

労働者は自ら好むと好まざるにかかわらず、独立と従属の糸で織り上げられた経済社

会の構造の中で生きざるをえなかった。この構造がどのようにして生成していったのか、我々の課題はそれを明らかにすることである。

序 - 注

(1) Bendix, R., Work and Authority in Industry (N. Y., 1956) ; Smelser, N., Social Change in the Industrial Revolution (London, 1959) ; Pollard, S., The Genesis of Modern Management (London, 1965) ; Burns & Saul ed., Social Theory and Economic Change (London, 1967) .

(2) (Place, F.) , An Essay on the State of the Country, in respect to the condition and conduct of the husbandry labourers etc. (1831 ?) , in : The Aftermath of the " Last Labourers' Revolt " (N. Y., 1972) , pp. 6-7.

(3) Peacock, A. J., Bread or Blood (London, 1965) , p. 14 ; Thompson, E. P., " The Moral Economy of the English Crowd in the Eighteenth Century " , Past &

Present, No. 50, p. 108.

(4) 家内奉公人は、容易に想像されるように、農業労働者以上に団結のたゞさがない存在である。Marshall, D., The English Domestic Servant in History (London, 1949), p. 10.

(5) Davis, D., The Case of Labourers in Husbandry (London, 1795), p. 55.

(6) Ibid., p. 57.

(7) 産業革命期の著作の一つの様式は、古くからあった小生産者の独立が解体するといふミエーヌを基としている。果して小生産者の独立がそのように理想化された形で存在しているならば疑問がある。これらの著作の言説を額面通り受けとることはできない。中には「ミエーヌの神話」が混入していると思われる。

(8) Rudge, T., General View of the Agriculture of the County of Gloucestershire (London, 1807), p. 48.

(9) Malthus, T., An Essay on the

Principle of Population (London, 1798),
in: Aspinall & Smith ed., English Historical
Document 1783-1832 (London, 1959), p.
424; Ibid., 4th ed., Vol. II (London,
1807), p. 96.

(10) Poor Law Report (1834), p. 154.

(11) Adams, S. & S., The Complete
Servant (London, 1825), p. 30.

(12) Houghton, W. E., The Victorian
Frame of Mind 1830-1870 (New Haven,
1957), p. 218. 《独立》という用語を歴史
的文脈を知らずに理解することは著しく困難
であろう。ジエームズの小説中の一節は、19
世紀末の《独立》理解の混乱を示している。

"But who's "quite independent", and
in what sense is the term used? - that
points' not yet settled. . . . and is it
used in a moral or a in a financial sense?
Does it mean that they've been left well
off, or that they wish to be under no

obligations? or does it simply mean that they're fond of their own way?" (Henry James, The Portrait of a Lady, Penguin ed., p. 14.)

我々の時代でも、《独立》(もしくは《自立》)の何が福をさしいるのかは依然として重要な社会的争点である。

(13) Bentham, J., Principles of the Civil Code, in: Bowring ed., The Works of Jeremy Bentham, Vol. I (reprinted, N. Y., 1962), p. 348.

(14) Ure, A., The Philosophy of Manufacture (London, 1835), p. 290.

第1章 産業革命期における 国家・階層・家族

I 階級と階層

産業革命期は、近代的諸階級の配置が完了した時期とみなされ、古典経済学において定式化されたような地主・資本家・労働者の三大階級が相互にとり結ぶ関係が、社会の骨格を形づく、たと考えられてきた。そしてこのような近代社会成立の見取図に従って、18世紀社会と19世紀社会の構造上の差異は、労働者階級の形成において最もよく看取しうる¹⁵と主張されてきた⁽¹⁾。様々な社会運動、政治的対立は、一面では大量に生みだされた労働者が、自らの利害を自覚し、それが、資本家・地主の利害と対立することを把握していく歴史としてとらえられる。政府の政策もこ

のような文脈の中で、新たな階級社会への対応として、あるいは、その形成を促すものとして位置づけられたのである。

我々は、従来の研究が階級を主要な概念として産業革命を説明してきたのにならして、18世紀、19世紀のイギリス社会で人口が諸身分に区別されて、しかもそれらが階層づけられていることに着目して、その構造と変動を、産業革命期を中心として明らかにしてみたい(2)。この場合、身分は、法——とりわけ制定法——に明瞭に表現されているものであること、社会の身分的構成は、アンシャン・レジームを特徴づけるだけではなく、市民革命と産業革命を経験した19世紀のイギリス社会にもみられることに注意しなければならない。社会が身分の諸階層として構成されていることは、他面、それが階級社会であることを否定するものではない。むしろ我々は、階級が身分を前提として形成されていることを考慮しつつ(3)、考察を進めていきたいと

思う。19世紀前半における class という用語は、身分と階級という二つの響きの微妙な交錯を伝えているのである。

すでに18世紀末には、社会の構成員を身分的に編成することが、社会に効率をもたらすとして評価されていた。ブラックストーンは、君主制の下では、公衆に貢献したものに身分と名誉を与えることにより、人々が互いに競うことになり、そのことが社会 community に活力を与える結果を生みつつ、統治機構の歯車を動かしていくことを説いたのである(4)。

このような身分の果たす機能に着目する把握は、19世紀中葉においても見出すことができる。そこでは、18世紀の説明とはいささか異なっており、社会が階層的に構成されていることが社会に安寧をもたらすという考えは単に人々の畏敬的 differential な行動様式だけに結びつけられていたのではなかった。階層社会では、それぞれの身分にいる人間が、階層の階梯を上昇するべく努力することを通じて社

会の進歩がもたらされる。このような努力する人間類型こそは、Self-Helpの標語の下に称揚されたものであった。かのパーマストンのDon Pacifico演説は、あますところなく、19世紀の身分社会の論理を表現している。「私共は自由が秩序と並び立ち、個人の自由が法への服従と和解しうることを示してまいりました。社会の各階層 every classが、神の定められたもうた運命を喜んで受け入れ、なおかつ各階層における一人ひとりが、不正や権利侵害によつてではなく、また暴力や違法行為によつてではなく、善き行いと神が授けたもうた道徳的、知的能力のたえざるしからも活かに満ちた發揮によつて、社会の階梯における自分の地位をひきあげようと不斷に努力する、そのような国民の実例を私共は提供してきたのであります(5)」。

ここでは、自助努力と社会階層は互いに対立するものとして把握されるのではなくて、むしろ調和すると考えられている。このよう

に社会の機構と個人の努力の関連に着目して、それを統治の手段として活用しようとすることは、単に著作家や政治家の現状肯定的な発言の中にみられるだけではなくて、当時の政策、とりわけ社会政策の根底にひそんでいた考えでもあった。我々はこの政策を分析することによって、新しく形成されつつあった社会では自助と身分的従属の二つが構成原理として、求められていたこと、そしてこの二つが対立しないために政策的な介入がなされていたことを知ることができる。政策はこのように個人的独立と個人的従属の緊張関係を内に含んだ個人主義的自由主義の達成を目的とした。そのことは同時に、別の緊張関係をつくりだすことになった。即ち、政策は、しばしば中央集権的なコントロールを手段としていたために、中央集権と自由主義との間に新たな緊張が生まれることになったのである。

ドットは、19世紀中葉のイギリス社会を、

- ① 王室、
- ② 貴族、
- ③ 富裕層、
- ④ 聖職者、専門

職従事者、商人、貿易商、⑤ 熟練労働者、小
 売商、⑥ 不熟練労働者、⑦ 被救恤民、⑧ 盗人、
 売春婦など、の 8 つの階層にわけた(6)。
 このうち⑤から⑧にいたる区分は、古くから
 法において積極的に採用されてきたものであ
 った。即ち、⑤の熟練労働者と⑥は、servant
 としてコモン・ローの対象とな、たばかりか、
 さらにその中の特定の servant は制度法の適
 用をうけた。⑦は被救恤民 pauper, ⑧は浮
 浪者 vagrant として、制定法の規制の下にあ
 った。

我々は、ドットドにおいて長い間法がつくり
 おげてきた区分が、社会の階層区分として定
 着していったことをみてとることが出来る。こ
 のような階層区分の特徴の第一は、master と
 ⑤⑥の servant の間に一線がひかれて、いるこ
 とである。即ち、②から④は⑤⑥の産主とし
 て、広く master 層とよぶことのできる階層
 であり、彼らは、貴族、中流階級ともよばれ
 た。そして、それより下は、古くは貧民 poor

と総称されていた階層であった⁽⁷⁾。しかしながら、この poor という概念は、そのうちに少なくとも二つの階層を混在させていたために、両者を区別する必要がさけられてからは、消えていく運命にあった。シーニアは、poorという言葉には、病気などによって社会の独立したメンバーとしての地位を失ったものと、肉体労働だけで生計を支えているものの二つの意味があることを指摘した。そして彼は1834年の救貧法改正に先立つ時期には、この二つの区別がなくなってしまうために、労働者の勤労意欲が失われることになったと考えた⁽⁸⁾。これは、servant と被救恤民との間の、階層区別が厳格になされることが、人々の勤労を保障するという考えであった。そこでは社会階層は人々を勤労へといざなうものとして、即ち勤労の体系として把握されているのである。そしてこの考えに立つならば、18世紀の救貧法こそは、このような勤労の体系をこわすものとされえたので

ある。ベンサムによれば「勤労と無関係に independent of industry 貧困にたいして援助を与える法は、勤労を抑制する法、少くとも節儉を抑制する法である」といってよいのである⁽⁹⁾。1834年の救貧法改正は、このような考えに立って、階層区分を厳格に行おうとする一つの試みであった。

ここに示されるように産業革命期は、階層秩序が動揺し、再び確立されていった時代とみなされよう⁽¹⁰⁾。階層は、中世におけるその形成において国家の政策に多くを負っていた。19世紀前半の階層秩序の再構築にあたっては、国家の政策的介入の果たした役割は、決して小さくはなかった。1823年の主従法、1824年の浮浪者法、1824年、1825年の団結法、1833年の工場法、1834年の救貧法はいずれもこの社会階層にかかわっていた。そして1832年の選挙法改正はこの時期の階層構成を国家構造の中に定置したのであった。

II SERVANT ・ 被救恤民 ・ 浮浪者

長い間制定法は、特定の集団を規制の対象としてきた。はやくも、13世紀には浮浪者規制法の長い歴史の第一歩がしるされ、ついで、救貧法、servant を規制する制定法が独自の分野として形成されてきた。とりわけ、14世紀中葉に成立したかの労働者規制法は、その体系的、包括性において画期的なものであった⁽¹¹⁾。この master と servant を規制する制定法は、やがてエリザベス職人規制法にとって代われ、さらにそれを母胎として、コモン・ローをも包含した労使関係法 Law of master and servant が17世紀から18世紀を通¹⁵じて徐々に確立していく。一方、救貧法も、チューダー朝末期にその体系を完成させていった。法律書の上ではこれから労使関係法、救貧法、浮浪者法の三者は、おのこの独自の法の分野を形づくって、それぞれに servant、

被救恤民、浮浪者を規制の対象としてゐるとみなされてゐた。はやくも、グルトンは1618年に、Labourers, Poore, Rogues and Vagabondsの項目名でそれぞれの法を論じたのであった。そして、絶対王制期にはじまるこの法叙述の仕方は、20世紀になっても採用されつづけていくことになる。

このように、法は早くから servant、被救恤民、浮浪者がそれぞれ独自の適用対象であることを明確にしてゐたが、それに加えて、これらの法の内容は相互に補完的であつて、諸法は有機的関連をもつてゐたのである。そしてこれらを総体として観察するならば、そこには首尾一貫した社会階層の構成原理をみてとることができるのである⁽¹²⁾。この原理は社会を勤労の体系とみなすものであり、¹⁵このような社会実現のためには労働可能な貧民の就労強制と労働可能な浮浪者の処罰を中心とする政策手段が不可決であるとするものであつた⁽¹³⁾。

この労働へと人々を駆り立てる政策体系は、労働可能な者が就労してそれぞれの職業で雇主との間に秩序ある関係を結ぶことにその主眼をおいていたが、無論法の規制の対象となつたのは彼らだけではなかつた。従つて法が有効な規制を行うためには、servant や被救恤民をさらに分ける必要が生じた。そのために救貧法は、対象を労働能力保持者、労働能力欠如者、児童などに分類し、労使関係法も、servant をいくつかの種類に区分することになつた。このようにして、労使関係法、救貧法、浮浪者法からなる重層的構造においては、法の適用対象はさらに細分化されて、その各々が法的な身分を形づくつていたのである。

産業革命期にも三位一体の法の構成と、それと社会の階層秩序との対応は変わることなく受け継がれた。注意しなければならないのは、この時期には、労使関係法ばかりか、救貧法、浮浪者法もが勤労の奨励を目的とすることが一層明瞭に意識されたことである(14)。

社会の階層秩序の維持と勤労の体系との密接な関連が政策上重要なテーマとなつてゐたことである。

[A] SERVANT

労使関係法の対象となつた servant はさらに細かく分類された。ブラックストーンは、servant を、① 家内奉公人、② 徒弟、③ 日雇、④ steward, factor など、にわけた⁽¹⁵⁾。のちの法律書において本人—代理人関係として論じられることになる④をのぞけば、この分類法では、制定法の規制の対象となつたものとして、②と③がとりあげられて、コモソロー上の規制¹⁵が受けないものとしての①と區別されている。注目すべきは、熟練労働者は、日雇と同様に制定法の規制を受けてきたために③に入れられてしまひ、独自の範疇として認められなかつたことである⁽¹⁶⁾。この分類の上になつて家内奉公人から叙述がは

定められたのは、彼らがコモン・ローの規制しか受けなが、たために、彼らの法を述べる
 ことが、同時にすべての servant — ただし
 徒弟はのぞく — に共通して適用される法を
 説明することにな、たからである(17)。

このように家内奉公人をめぐ、て形成され
 た法が、他の種類の servant にも適用されう
 る一般的性格を備えていたことは、産業革命
 期の労使関係法の展開にある特徴的な性格を
 与えることにな、た。18世紀後半から即時解
 雇に関する法理が形成されてい、たとき、そ
 れは主に、雇主と居住を共にする家内奉公人
 の不道徳的行為、命令不服従、職務怠慢など
 をめぐる事件の判決を通じてであ、た。そし
 てこれらの判決の中から、master—servant
 関係の核心が master の命令権限と servant
 の服従義務であることが明確にされていくの
 である。産業革命が、資本—賃労働関係の展
 開を中軸として進展していった時に、それを担
 保とした法は、主として家内奉公人を念頭に

において発展をとげ、それが工場内にも適用さ
 れて雇主の権限を確かなものにしたのである。
 このような法の展開において家内奉公人が果
 たした役割は、19世紀を通じてミドル・クラ
 スが、まず家内奉公人を雇う階層として定義
 されていたことと無関係ではない。しかし、
 家内奉公人に関する法を一般化することは、
 家内奉公人の仕事の特殊性に根ざした規制ま
 ても他の servant に及ぼしてしまふ危険性を
 はらんでいた。法廷は解雇の予告について家
 内奉公人の慣行を強固に主張したように、彼
 らと他の servant との間に一線を画すことも
 忘れなかつたのである。

労使関係法の中でも、職人規制法をはじめ
 とする制産法群は、特定の servant を対象と
 することによって、servant の中に階層をつ
 くりだしていた。18世紀以来の特定の業種の
 熟練労働者を規制する制産法にたいして、職
 人規制法から1746年法をへて1823年法にいた
 る法の系列と、1799・1800年の一般的団結禁

止法は、広い範囲の servants を対象としていた。1823年法は、家内奉公人とその産主をのぞく、master—servant 関係の制定法による規制を行った。それが、masterの賃金不払いと servantの契約違反・軽罪を扱ったのに対して、団結法は、労働条件の決定における master と servantの関係に焦点を絞った。この領域は、政治経済学によって資本家—労働者の関係として分析され、そこで導きだされた結論が立法に大きな影響を与えたのである。すでに明らかにされているように、1824年の団結法の立法上の意図は、労働条件決定における市場法則の優位の確認にあった。しかしこのことは団結法だけにとどまらない。シーニアはその賃金論において、自由で公開¹⁵の交渉においてきまるべき賃金額と仕事量の決定を、救済法が阻害していることを述べた。救済法改正も、servant と被救恤民の関係を調整するだけにとどまらず、団結法と同様に、master と servantの関係の正常化という課題

を担わされていたのである(18)。このように、24年と25年の回結法と34年の救済法は、賃金・労働時間など労働条件の領域における master と servant の関係の規制を、市場メカニズムにゆだねた。しかし、そのことは23年の主従法やコモン・ローにおける規制が示すように、master—servant 関係の総体が、法的コントロールから自由であったことを意味しないのである。

[B] 被救恤民

1597年と1601年の救済法によって、①労働可能な被救恤民と被救恤民の子弟を労働につかせる、②さらに子弟については徒弟にすることができ、¹⁵③労働不能な被救恤民の救済、④労働可能でありながら労働を拒否したものは罰する、という体系ができあがる(19)。

このようにして、政策目的の遂行のために、被救恤民は、労働能力の有無、児童であるか、

といふた観点から細分化された。さらに救貧法は、家族内において扶養義務が発生することを定め⁽²⁰⁾、救済は原則として定住権地となせらるゝとした。この場合、定住権をえる方法として、出生以外に子が親の、妻が夫の定住権を派生的に獲得することが認められ、その他に世帯主となること、一定期間 master-servant 関係にあることによつても、定住権をえることができた。定住権がコミュニティの成員であることとよく表現するものであるならば、出生、結婚、雇用による定住権の獲得は、とりもなれさず家族関係、雇用関係がコミュニティ = 社会の基礎的な関係であることを示しているのである⁽²¹⁾。このように救貧法はその一面において、家族関係を形成し、雇用関係を維持し、コミュニティの成員権を定める役割を担った。それは社会の核心を創造することに他ならなかつたのである。

救貧法のこのような枠組は、1834年の改正

においても大枠としては受け継がれた。興味深いことは、このような法における分類法とは別に、労働可能な被救恤民を、本人の責に帰することのできない原因により、て救済を受けざるにいたつたものと、勤勞の習慣を身につけていないがために被救恤民となつたものに分けることが提唱されつづけていたことである(22)。これは勤勞を強制する制度としての救貧法の役割をより明確に自覚したものであった。しかし34年の改正における努力は、むしろ、被救恤民と servant の間に厳格な一線を引くことに注がれ、そのために、両者を分かつ基準が必要となつた。そこで採用されたのが、公的救済から独立しているか否かという独立の基準であつた。

[C] 浮浪者

1824年の浮浪者法は、その適用対象を、① idle and disorderly persons, ② rogues

and vagabonds, ③ incorrigible rogues の
三つの段階にわけ、それに応じて刑罰を定め
た。これらに該当するものとして、就業して
自己と家族員を扶養できるにもかかわらずそ
れを怠、たために、あるいは家族員を遺棄し
たために、彼もしくはその家族員が公的救済
を受けると至った場合があげられていること
は(23)、救貧法が家族の扶養義務を定めた
ことを補完しているのであり、浮浪者法が、
「救貧法の刑法的側面(24)」をなしている
ことをよく示している。さらに、定位法違反
者も処罰の対象とされる。浮浪者は、家族を
もたず、master-servant 関係に入ることを
拒み、コミュニティに所属しないが故に処
罰されたのである。このような浮浪者法の規
定は、1601年の救貧法とともに、社会の基礎
的関係を定めたものとしてその後長く生きつ
つ、扶養義務とその違反にかかわる部分は、
1948年の National Assistant Act によつて
ようやく廃止されたのである(25)。

このように、servant、被救恤民、浮浪者の区別に基づいて制定法が展開し、それらは互いに関連し合、て存在した。そこでは、浮浪者は被救恤民からの脱落者であり、被救恤民とりわけ労働可能な被救恤民は master-servant 関係からの逸脱者である。この servant から浮浪者に至る序列では、下にいくほどそれを扱う立法は処罰的側面が強くなり、労働可能なものへは労働が刑罰として課せられた。被救恤民と浮浪者がそこへ立戻すべきであるとされた servant は、上の階層である master との間で強固な関係を結び、その権威に服した。このような階層秩序は、基本的には絶対王政期から19世紀末まで変わらなかつたのである。そしてこの枠の中で、master-servant 関係と重なり合、て資本-賃労働関係が展開したのである。

産業革命期に絶対王政期から引き継がれてきた階層秩序が大きく動揺した時に、国家は

救済法、浮浪者法、団結法、工場法とい、た立法を通じて、階層秩序の再建を試みた。一方、コモン・ロー裁判所も、労使関係法に関する判決によ、て、社会の階層的構成の要であ、た master—servant 関係についての規範を次々にうろたえてい、たのである。立法による介入——それは従来の研究史とは異な、た観点からではあるが、社会政策とよびうるものである——の特徴は、階層秩序の再建を、階層間の身分的差異を厳格に定義し、各人をこの諸身分の中に押し込めることを通じて行おうとしたところにあ、た。master と servant とは、権威の有無を基準として区別される。servant と被救恤民を分かつものは、公的救済から独立しているか否かであり、被救恤民¹⁵と浮浪者の違、いは、コミュニティへの所屬、雇用関係、家族関係のうろにあるか否か、と、いうことにあ、た。このように、下位階層は、上位階層から特定の要件を欠如したものと、して把握される。ここで留意すべきは、最下位

の浮浪者を析出するために用いられたコミュニティー (26)、家族、雇用関係のトリアードは、より上位の servant、被救恤民の場合も、身分間の種差を明らかにする基準にはならなかつたものの、それぞれの身分を定義する上では重要な役割を与えられていたことである。

master, servant, 被救恤民、浮浪者の階層区分は、財産の所有という観点からみた階層と重なりあつた。そしてこのことによつて、選挙法における財産資格を媒介として、特定の身分までにはしか選挙権が与えられない状態がつくりだされ、ここに社会階層と公民権の間には密接な関連が生じることとなつた。注意されなければならないことは、servant であることの要件とされた公的救済からの独立は、servant が財産を所有することを予定していることである。servant は勤労の結果財産を積みあげ、選挙権を得ることは不可能ではない (27)。そして、やがて、servant の手

の届くところまで財産負擔は下げられてい、たのである。

Ⅲ 独立の政治経済的意味

1834年の救貧法委員会報告は、被救恤民と servant の區別をあいまいにする賃金補助制を批判し、両者の峻別を主張した。その場合に両者を分かつものとして、公的な救済から独立しているか否かの基準が用いられ、servant は、被救恤民との対比においては、公的救済から独立しているものとして定義された。34年報告は、労働者を独立労働者 independent labourers と表現し、彼らが単に財政的な負擔¹⁵をかけないばかりか、勤勉・節儉といった経済的行動様式にもなじむことに注目して、市場経済におけるあるべき労働者像として提示したのである(28)。ここに《独立》が一つの価値として称揚されることになり、個人

— そしてその系族 — の独立が政策目標になつていゝたのである⁽²⁹⁾。

このような政策理念としての servant の独立は、社会の階層制と衝突するといふよりも、むしろそれを支えるものととらえられていた。すでに、18世紀末に、タウンゼントは、社会が階層的に構成されている以上、貧民の存在は不可避であり、救貧法は不要であると考えていた⁽³⁰⁾。そして公的救済の廢止によつて servant の独立を実現しようとする彼の見解は、やがてマルサスに受け継がれていく。しかしこの18世紀末葉の考えは、成人男子労働者への寛大な院外救助を認める潮流にあつては、ただちに強い影響力を振うことはできなかった。34年報告に示された見解は、救貧法全廢論とは結びつかなかつたものの、servant の独立を立法上の戦略地点としたことにおいてはマルサスと異なるところがなかつた。そして、この報告を受けて成立した34年法もまた階層制と結びつけて論じられることにな

たのである。マルティナーは、身分の諸階層から成り立っている社会では、かろうじて生活しうる貧民の存在が欠かせないとしても、彼らが困窮の中で浮浪者になるのを防ぐためには、公的救済は、便宜上やむをえないものであると考えた⁽³¹⁾。servant と被救恤民の関係を重視し、servant 身分を維持しようとする観点から、ひとたびはその必要性を否定された救済法は、今や被救恤民と浮浪者の関係に着目することによって再び存在理由を与えられたのである。

救済政策の中で提唱された《独立》は単に理念にとどまるものではなかった。むしろそれは消えかかっていた伝統的価値を復活させるという意図をもっていたのである。政策提言が《独立》の価値を社会統制の手段として有効であるとみなしていたのは、イギリスの伝統とみなされてきた独立の精神が人々の間にもまだ生きていると判断したからであり⁽³²⁾、それを公的救済からの独立という形で政策的

に誘導しえると考えたからである。しかし、個人的独立の価値は多義的であつたから、政府の政策とは対立する立場からも異なつた意味で独立の保持が主張されえたのである。1834年報告も公的救済を受けた人間が「ある種の独立の状態」にあることを認めざるをえなかつた⁽³³⁾。この場合の独立とは、公的な救済を受けることによつて、雇主の権威の外にある状態が実現されていることを意味している。このように価値としての独立は、少くとも、公的救済からの独立と、私人の権威からの独立という両義性を帯びていたのである。前者は経済的なものであり、後者は政治的独立とよびうるものであろう。

この二つの独立は、34年報告におけるように、つねに対立するものとして把握されてい
たのではなかつた。むしろ19世紀にいたるま
では、「独立」は、「一般的にいって貧民は
独立しており、自分の労働によつて自己を支
えている⁽³⁴⁾」といわれたように、小生産

者の状態を叙述するための用語であつた（後の独立生産者という術語を想え）。ここでは、公的救済からの独立は、小生産者が自己の生産手段をもつて経済的に独立していったことから派生した状態であつた。そして、小生産者の経済的独立は、同時に雇主の権威からの政治的独立をも意味していったのである。

産業革命によつてこのような小生産者の独立の基盤がほりくずされるなかで、従来からの《独立》は、複雑な運命を課せられることになった。①それは、masterとservantの関係を主軸とする社会の階層秩序と対立する側面をもつが故に、批判の対象となった。「農業にとつての最大の害悪は、日雇たちをある独立の状態におき、なくてはならない社会の階層性をこわしてしまふことだ。人類の大多数は、ともに生きることを余儀なくされており、財産所有者と労働者から構成されるをえないのである（35）。」という主張は、個人を、masterとservantの関係へ押し込めよ

うとする力を表現している。ここで思い浮べられてゐる社会階層は、masterとservantを中心形成されたものであり、この立場からは、独立一般ではなく、公的救済からの独立が、ばら重要視されて、雇主への経済的、政治的従属と結びあわせられたのである。即ち、masterとservantを分かつものとして、経済的、政治的に（即ち権威に）従属してゐるか否かの従属の基準が適用され⁽³⁶⁾、servantと被救恤民とを分かつものとして公的救済から独立してゐるかという独立の基準が確立するのである。②しかし、「疑いもなく、農業労働に従事してゐる階層の状態は、歴史上のいかなる時期に比べても独立的ではなく、安楽ではない⁽³⁷⁾」とされたように、伝統的価値としての独立は、体制批判の手段としても用いられるようになった。独立の欠如を主題とするこのような批判が、労働者が雇主の権威に従属してゐる状態に向けられたとき、独立と従属の状態は、立場によつて正反対の

ものとなった。一方の立場からの公的救済からの独立——それは同時に雇主の権威への従属をも意味する——の強調と、他方における雇主の権威からの独立（それは公的救済への依存によっても実現される）の主張は、まず対抗的な理念として打ち出され、ともに19世紀を通じて流通したのである（38）。しかし公的救済からの独立の理念が、respectabilityあるいはSelf-Helpへと形をかえて、労働者の前に理想像としてかかげられ、労働者がそれを受け入れたとき、第三の道への模索がはじまった。労働組合は、雇主の権威からの独立とともに、公的救済からの独立を眼目とする自助を同時に達成しようとする。この自助の強調によって、労働組合は社会的制度としての承認をうけ、かつては互いに対立していた二つの独立の理念の統合が——たとえ不完全であろうとも——可能になったのである（39）。

独立—従属の二分法は、しばしば、自由人—

奴隷と、いう伝統的な二項対立と重ね合わせられた。それもまた、別の観点から、経済的独立と政治的独立の複雑なからみ合いを深きほりにするのである。シーニアは、公的救済を受ける労働者を、自由を失いながらも生存を保障される奴隷にたとえて、自由な労働者と対比した⁽⁴⁰⁾。それがすでに述べた servant と被救恤民の区別にかかわっているのにならして、救済法の改正は、別の主題についても自由と、公的救済からの独立を等置した。そこで、公的救済は、治安判事(地主)の政治的支配と結びつけられ、労働者が公的救済から独立することによって、地主の権威行使からの労働者の独立が達成されると期待された⁽⁴¹⁾。そしてそれは労働者の地主からの自由をもたらすと考えられたのである。それが労働者の権威からの全面的解放を意味するのではなく、彼らを地主や教区の権威から自由にすることで一元的に雇主の権威の下におこうとしたものであることは言をまたない⁽⁴²⁾

1834年の救貧法は、個人的独立を基準として servant と被救恤民とを厳密に区別し、浮浪者の増大を防ぐことで、社会の階層制の土台に於ける動搖をおさえ、階層制をゆるぎないものとする意図をもっていた⁽⁴³⁾。救貧法は、このような社会階層の維持に加えて、家族の扶養義務を定めて、家族を法的に規定することで、社会の基礎単位としての家族の維持にも与っていた。そして浮浪者法は救貧法とともに家族関係からの逸脱者をも取り締まったのである。

IV 家族と国家

我々は、産業革命期に社会の階層制の原理の再建と勤労の促進をめざして、社会階層を構成する諸身分を厳密に定義しようとする政策的努力がなされてきたことをみてきた。当時の政策は、それだけでなく、それら

ず重要な社会の領域、即ち、家族内における諸身分の関係を調整しようとしたのである。工場法が、児童労働者や女性労働者を対象としたことによく示されるように、工場法、救貧法などの個々の社会政策は、しばしば家族内の特定の身分を適用の対象とした。この場合特定の社会政策が、そのうちに一個の完結した家族政策を含んでいるというよりも、社会諸政策が総体として家族に関する政策を形づくっているのである。

イギリス法は、家族を夫婦関係と親子関係の二面においてとらえてきた。夫婦関係についての法の主たる関心が婚姻による関係の形成にあつたのにならして、親子関係は、親の子にたいする扶養義務、保護義務、教育義務を中心に構成された。このうち扶養義務と教育義務は、救貧法と密接な関連をもつたのである。

1597年の救貧法は、困窮した労働不能者の親または子供で能力のあるものは、自己の負

担でその者を救済、維持しなければならぬ
と定め、1601年法はこの義務を祖父母にまで
広げた。グラウクストーンは、親の子にたい
する扶養義務は、児童が労働不能の場合につ
いてのみ生いると考へて、「勤勞の増進を旨
とする我々の法のポリシーは、安逸で怠惰に
ふけてゐる怠けもののの子供への扶養を父親
に命じるものではない(44)。」ことが、そ
の理由であると述べた。扶養義務は、児童の
勤勞を阻害するものであつてはならぬので
ある。それは救済と勤勞奨励を組み合わせた
救貧法の性格をよく表現してゐるのである。
注目すべきは、この救貧法が19世紀を通じて
夫の妻にたいする、親の子にたいする扶養義
務を定めた唯一の制定法であつたことである
(45)。そしてこの義務に違反したものは浮
浪者法によつて処罰されつづけた。このよう
に救貧法、浮浪者法はその長い歴史の中で家
族を公的な制度として創り出す役割を与えら
れてゐたのであつた。1834年の救貧法改正に

においても、私生児、差位権に関する議論は、
家族を正面にすえていた⁽⁴⁶⁾。しかし忘れ
てならないことは、賃金補助制が、家族を維
持しうる経済的基盤のないものに結婚を奨励
することになり、ていゝる状態を矯正することが
34年の改正の目的の一つであつたことである。
ここでは、経済的に家計を維持しうるものた
けに結婚を認めようとする政策の意図はあら
わである。労働者の個人的独立は、家族員へ
の扶養義務を媒介として、家族を公的救済か
ら独立させることと一体のものとして考えら
れたのであつた。個人の独立は、家族の独立
へと容易に拡大されたのである。そして当時
にあつては個人の経済的独立と政治的独立（
権威からの独立）が対立せざるをえなかつた
ように、家族の独立においても経済的独立と
政治的独立は、家長と他の家族構成員との間
で複雑なからみあひをみせていくのである。
家長は、家族員の扶養とひきかえに、彼らに
権威を振るうるのである。34年改正で打ちだ

された独立の理念は、masterの権威の下におかれた servantが、家族内において権威の行使者であることを予定していたと考えることができる。そして servantが経済的独立を喪失して被救恤民になったときには、彼とその家族はワークハウスに収容されて、それぞれが切離されて生活することになる。被救恤民では家族は公的権力によって解体させられる。もはや権威を振いうる家長の存在もなくなるのである。

このようにして、救済法は、一つの単位としての家族の経済的独立を定め、家族内における家族成員の家長にたいする経済的従属と政治的従属を予定した。しかし工場制度の下での児童や女性の労働は、彼らの家長からの経済的独立を助長し、家長の扶養義務に基盤をおく家族制度をゆるがすことになった。そしてそのことは、独立のもう一つの側面——即ち、家族成員の家長（父親）の権威からの独立——ともかわっていったのである（47）。

かつて人類は家族と切離された作業場経営を経験しなかつたわけではない。しかしそれらは奴隷労働によつて維持されたものであり、家族をもつた自由な労働者によつてこのような作業場経営が担われることはそれまで直面したことの無い経験であつた(48)。労働者は工場が従来の家族の原理とこわす力をひめていゝることを感じとりながらも、工場の中に血縁的な雇用関係を持ち込むことで当面の危機を回避しようとする。しかし産業革命の進行はこのような家族雇用をも押しつぶしてしまふのである。工場の中では労働者がその子弟に家長的權威を振ふる余地がせばめられて、masterの權威だけが正當なものとなるにいたる。

ここで注意されなくてはならないことは、工場制度の展開に雁行した工場法がmasterの權威ばかりか労働者が親としてもつていた權威や權利を制限したことである。1833年の工場法は児童労働を規制することで家族雇用

の衰退に一役かゝた。この外にも工場法は、作業場にたいする血縁組織の影響力の排除に力をかして、工場制度の確立に与つたのである。

工場法による国家の介入が正当化された理由の一つは、児童が自己の意思をもたないことであつた(49)。児童への保護義務をもつ親の権限が及びえない工場内については、親に代つて國が保護者となつたのである。しかし親は子供に保護義務を負う一方、子供の勞務による収益にたいして財産権を主張しえたのであり、この親の保護義務と収益にたいする権利はしばしば対価的な関係にあるとみなされてきた。今、親が保護義務を國家にゆだねたままに収益への権利のみを主張して児童の長時間勞働を欲するならば、それは児童の保護とは対立するものとなるだらう。従つて國家が保護義務の一部を引受けたとき、同時に、児童の保護と対立する可能性をはらむ親の子供の勞務にたいする権利も制限されねば

ならなかった。そして親の子にたいする義務の遂行能力にたいする懐疑は、さらに親の教育義務にも向けられた。このように工場法の推進者からは、雇主ばかりか親の権威も疑いの目でみられたのである(50)。

児童の教育は工場法をめぐる議論の根底にたえず横たわっていた問題であった。興味深いことは、全く対立する立場からそれぞれに児童の教育の重要性が指摘されて、それらがともに工場法を支持したことである。児童の就業を制限する根拠の一つは、それによって女子が家事に習熟することであった(51)。

これが父親による家族員の扶養と権威行使を中核として家族を維持しようとする伝統的な立場から主張されたのに対して、逆に親の権威の下では子供が十分に成長できないという理由で児童が工場労働者になることが奨励されていた。マカロックは、工場法によって9歳から13歳までの就業が許された理由として、親による児童の扶養・教育が十分には期

待できないことをあげた(52)。工場は親に代わって児童を経済的に支えて規律ある習慣を身につけさせると、みなされたのである。

親の子供にたいする教育義務が、親子関係の支柱の一つであつたにもかかわらず、教育義務違反にたいする法的制裁はなく、救貧法が被救恤民子弟の教育に関心を示したことのそば、法は長い間この義務に介入しなかつた(53)。しかし19世紀に入つて教育が問題となつたとき、人々の関心は親の子にたいする教育義務の確認にではなく、むしろその再検討に向つていたのである(54)。オウエンが工場における児童労働が彼らの性格と健康ばかりが社会にも害をもたらすものであることを重視して立法による矯正をのぞんだ際に、彼は法に基づく児童の就業義務が、児童の就労に関する親の権限と抵触することを認めざるをえなかつた(55)。彼は親は必ずしも子供の真の利害を守るものではなく、国家が子供の保護者であるべきでであると考へた

のである。ホーナーも、工場法が親の権限を侵害するという主張にたいして、親が子供を保護し教育を与える義務を果たしているならば立法的介入はなか、たであらうと反論して、「父親が自然的諸権利をもち、ているならば、子供も同様である。もし父親が子供の諸権利を奪うならば、国家が子供の後見人とな、て彼にそれらの権利を戻してやらなければならぬ」と述べたのである(56)。

産業革命期には一方において servant の master の権威への服従が法的・経済的により完全なものになっていったのにたいして、家族内における父親の権威は大きく制限された。このように権威の増減の観点からみて対照的な動きをみせる master—servant 関係と、夫婦関係・親子関係の三者はそもそもは三位一体のもので考えられていたのである。

master—servant 関係と、夫婦関係・親子関係は、イギリス法の解説者達によ、て、統治者—被統治者の関係のような公的関係にた

いして、私的で家政的 oeconomica な関係の領域を形成するものと考えられた⁽⁵⁷⁾。この三者は、一つの世帯を構成する関係であり、いずれもそのうちに権威関係をほらむものであった。そしてこの権威を担保するものとして master, 夫, 親には体罰が許されていたのである。これら三つの関係の同型性は、親子関係における子供と、master—servant 関係における徒弟の地位をみた場合、最も明瞭に浮び上がってくる。master は、親の子にたいする関係と同様に、徒弟を扶養し教育する義務を負うのであり、また親は、master が徒弟にたいしてそうであるように、子供の労働の利益を享受することができた。このような同型性の背後にあった、servant が master とその家族と同居し、子供が親とともに生産に従事した世界は産業革命によって大きくかえられていった。かつて父親が同時に master でありえ、子供が親とともに生産に従事したときには、子供の労働をめぐる master と父

親の利害の競合が社会問題となるとは考えられなかつたであらう。19世紀前半の変化の中で、同型性はくずれていく。masterがservantへの制裁の手段として体罰に代わって即時解雇を手にしたとき、この変化は最も顕著なものとなった。

V 選挙権

浮浪者はコミュニティに所属しないが故に罰せられ、被救恤民は、彼の定位権があるコミュニティによって救済された。このような社会階層とコミュニティとの密接な関連は、コミュニティの成員であることの最も明白な証しである選挙権においてよく示されている。servant以下の社会層は長い間選挙権を行使することができず、コミュニティの正式のメンバーとは考えられなかつた。彼らは、masterの私的な権威に従属していた

だけではなく、国政と地方行政への参加を阻まれることで、これら公的な権威にも一方的に服するだけであった。

34年の救貧法改正によって、servant が一年間継続して雇用された場合でももはや彼にはその場所の定住権が与えられなくなって、master-servant 関係と、コミュニティとの関連は薄められた。労働力移動を自由にするためには、雇用関係と地域社会との間のきずなをできる限り打ち切らなければならないのである。しかし、このことは統治における地域団体の重要性の軽視にはつながらない。19世紀に入ると、救貧法行政の欠陥の一つとして、地方税非納税者が救貧行政に関与した結果救貧支出に歯止めがなくなることが指摘されるようになった。これにたいして、1818年と1819年の Sturges Bourne's Acts は、教区会の選挙において、選挙権を納税者に与えることにしただけでなくとどまらず、納税額に応じて複数の投票権が与えられるべきであると

定めた。この結果、従来被救恤民をのぞく全
教区民に開放されていた教区会が、納税者だ
けのものとなった。そしてこの複数投票制は
やがて新救貧法に基づく Board of Guardians
の選出にも採り入れられたのである。このよ
うな財産とコミュニティの成員資格との間
に、あつた関連はすでに国政選挙においてみ
られたものであつた。

すでに17世紀における議会改革運動のはじ
まりにおいて——レベラーズの綱領にみられ
るように——servantと被救恤民は選挙権か
ら除外されるべきものであると考えられてい
た。事実、彼らは長い間それを手にいれるこ
とができなかつたのである(58)。これに女
性を加えるならば(59)、産業革命期に社会
政策の対象となつた諸身分は、19世紀初頭で
は選挙権を与えられておらず、したがつて社
会の正式な成員とはみなされていなかつたとい
えるのである。

19世紀を通じて、地方行政レベルにおいて

も、また国政選挙においても、被救恤民は受刑者や精神障害者などとともに、選挙権から排除されつづけた(60)。しかし servant は、そのような積極的な排除の対象とはならず、財産資格さえあれば、選挙権を行使した。ここにも我々は社会の階層的構成が勤労の体系でもあつたことをみることが出来る。そして19世紀を通じる数回にわたる選挙法改正によって財産資格はよりゆるやかなものとなり、それにつれて servant は、その上層の部分から社会の正式な一員とみなされるようになっていったのである(61)。

これら諸身分の選挙権からの排除は、しばしば、彼らの独立の欠如と結びつけられて正当化されていた。すでにブラックストーンは、他人の意思から独立してゐない——他人の権威に従属してゐる——ものには、選挙権は与えられるべきではないと考えていたのである(62)。これは、財産の所有は人間に独立を保障するから、財産所有者に選挙権が与えら

れるべきであるとする考えと容易に結びつきえた(63)。

このような政治上の意思決定における独立という観念は、18世紀末から19世紀初頭にかけては、バーク『現代の不满の原因』が代表する宮廷の影響力からの独立を求めする動き(64)と重なり合った。32年の選挙法改正は、一方では腐敗選挙区を大きく減らすことで宮廷の力をそぎ、他方では財産資格を維持することで(65)、二つの政治的独立を同時に達成した。独立労働者の理念をかかげた新救貧法はその二年後に成立したのである。

VI 総括

産業革命期の社会諸政策を支えた論理は、産業革命による階層秩序の動揺が、master-servant 関係、個人的独立、家族、コミュニティ、といった社会統合上の戦略地点にお

いて表面化してゐるとみなして、それらにおいて階層区分を厳格に打ちたてることが、社会の安定、とりわけ人々の勤労に結果する、とするものであった。さらに立法は、家族内の諸身分相互の関係を検討し、国家の役割を明確にした。

このように社会を構成する階層と家族を体系的に整序することが、立法的介入によつてはじめて可能となった。政策は、一方においては、master-servant 関係、家族関係、近隣関係といった、権威をばうんだ《関係》の強化を目指す。他方では、政策指導理念の一つである《独立》に体现されるように、個人・家族が、公的救済や政治的影響力などの関係を断ち切ることを推進した。ここに打ちだされた、《関係》の中におかれた個人と、《独立》した個人・家族は、現実の人間の二側面であることを期待された。彼らは、社会階層秩序を受け入れつつ、その中で上昇するべく努力しなければならないのである。

第1章 注

(1) Thompson, E. P., The Making of the English Working Class (London, 1963) の「最も代表的な研究」及び Perkin, H., The Origins of Modern English Society 1780 - 1880 (London, 1969); Laslett, P., The World we have lost, 2nd ed. (London, 1971); Neale, R. S., Class and Ideology in the Nineteenth Century (London, 1972) を参照せよ。

(2) 19世紀の社会階層を正面から分析した研究は、階級の互いの比べではない。むしろ、19世紀の諸社会改革の理念の「パターナリズム」を見出し、18世紀との連続性を強調する Roberts, D., Paternalism in Early Victorian England (London, 1977); Lubenow, W. C., The Politics of Government Growth (Newton Abbot, 1971);

Donajrodzki, A. P., "Social Police and the Bureaucratic Elite: A Vision of Order in the Age of Reform", in: Do., ed., Social Control in Nineteenth Century

Britain (London, 1977) は、社会階層の存在を前提としていふ点で興味深い。

(3) 本論文、第5章参照。servant 身分は、資本一賃労働関係にある労働者の外、家内奉公人などを含むものであること注意せよ。

(4) Blackstone, W., Commentaries on the Laws of England, 1st ed. (Oxford, 1795), Book I, p. 153.

(5) Hansard, 3rd ser., Vol. DXII (1850), Colms. 443-444. Cited in: Briggs, A., The Victorian People (London, 1955, 1972 ed.), p. 98; Best, G., The Mid-Victorian Britain (London, 1971), p. 233; Burn, W. L., The Age of Equipoise (Norton ed.), p. 103.

パーマストンやバジヨットのよう、社会の階層的構成が勤労を奨励するシステムとして機能するという認識 — removable inequality — について、階層の存在の労働意欲を失わせるという認識の点で、大わけでは無い。大とえば、貴族制を攻撃する場合にそのような考えのみられる。 Cf. Senior, N., Historical and Philosophical Essays (London, 1865), Vol. I, p. 312.

(6) Dodd, W., The Labouring Classes of England (Boston, 1848), pp. 9-11. 本書の表題の示すように、19世紀において class という言葉の使用される場合、それはしばしば階層・身分を意味した。 Cf. Watson, G., The English Ideology (London, 1973), pp. 177-180. このような階層分類のより早い例として、Colquhoun, P., A Treatise on the Wealth, Power, and Resources, of the British Empire (London, 1814), pp. 106-107, 120-121. をみよ。

(7) 19世紀中葉においてミドル・クラスとは servant を雇う階層の事、此に注意を要す。Harrison, J. F. C., The Early Victorians (London, 1971), pp. 109-110.

(8) Senior, op. cit., Vol. II, pp. 66-67. 此は poverty と pauperism の違いの強調とも、そのあはれ也。Cf. Bowley, M., Nassau Senior and Classical Economics (London, 1937, rep. ed., 1967), p. 324. poor の両義性は、1834年救貧法委員会報告でも、Indigence と Poverty とし表現する。この区別は、すなわち Chalmers (Hunter ed., Chalmers, T., Problem of Poverty, London, 1912, p. 210.) 也。

Colquhoun (Colquhoun, P., A Treatise on Indigence, London, 1806, pp. 7-9.) において、後年は Fowle, T. W., The Poor Law, 2nd ed. (London, 1890), pp. 2-3. により上げられる。この著作家は、たゞ poverty とは、その、言葉の事と

は厚く「お」の「あ」である。

(9) Bentham, J., Principles of the Civil Code, in: Bowring, J. ed., The Works of Jeremy Bentham, Vol. I (rep. ed., N. Y., 1962), p. 343.

(10) 税務行政においては、産業革命期、
 とくにその前半の時期には、「人道主義的」
 政策のおこなわれたい。これといは「フルパート法
 や賃金補助制」のやみである。これらの政策
 の治安判事の権限の強大化と結びついている
 ことの注目されるべきところではない。また一般
 的団結禁止法も治安判事の権限拡大を伴って
 成立する。この点について、人道主義的税務政
 策の階層秩序の弛緩を招くという批判、団結
 禁止法のおいては master-servant 関係を悪
 化させるという批判のこともよくある。
 これらの批判は階層秩序を再生させる必要を
 説くとともに、治安判事の権限の制限を阻んで
 おり、この二つの目的を国家の介入によって
 達成しようとしているのである。

し、この国家の分入は、そのその地方自治の《独立》を犯すという批判を招くことになる。

(11) この法は労使関係法としての側面だけでなく、救貧法、浮浪者法としての性格も持つていた。救貧法と労使関係法の浮浪者の抑圧と結びついていることは注意するべきことである。Leonard, E. M., The Early History of English Poor Relief (London, 1900), pp. 3-5, 38-39. 岡田幸野『イギリス初期労働立法の歴史的展開』と参照。浮浪者法の歴史については、Ribton-Turner, C. J., A History of Vagrants and Vagrancy and Beggars and Begging (London, 1887) をみよ。

(12) この法の制定法はいずれも治安判事の管轄であり、執行機関に於いても統一さなっていたのである。cf. Dalton, M., Country Justice (London, 1618)。

(13) cf. Beier, A. L., "Vagrants in

Elizabethan England", Past & Present,
No. 64 (1974).

(14) Burn, R., The History of the
Poor Laws (London, 1764), p. 129.

(15) Blackstone, op. cit., Book I,
pp. 413-415. 本論文、第3章参照。

(16) この点では、ブラックストーンを継
承し、マステーンも同様である。Stephen,
H. J., New Commentaries on the Laws of
England, 1st ed. (London, 1842), Vol.
II, pp. 270-273. この点について Wade, J.,
Cabinet Lawyer, 12th ed. (London, 1840
) , p. 174. は、職人の独自の地位を手と
足で議会が制定法により規制される
こととを記述した。

(17) 以下の叙述について詳しくは、本論
文、第5章を参照されたい。

(18) MacCulloch, J. R., A Treatise on
the Circumstances which determine the
rate of Wages etc. (London, 1851), Ch.

VII. 岡田亨時「自由放任主義と労働組合」(川島・松田編『国民経済の諸類型』所収)。

Senior, N., Three Lectures on the Rate of Wages (London, 1831). E 25. この場合
 団結法の熟練労働者を主たる対象としていた
 のに対し、救貧法が日雇労働者との関連が
 問題となっており、ことに注意されたい。

(19) 1597年法(39 Eliz. 1, c. 3),
 1601年法(43 Eliz. 1, c. 4)。この先
 立って行なわれていたロンドン市における分類(①
 労働不能福祉住民 ②一時的福祉住民 ③浪
 費による福祉住民)は、制定法の分類とは違
 っている、むしろ後年のカッペンらに近い。

Webb, S. & B., The English Poor Law History.
 Pt. 1 (London, 1927, reprint ed. 1963),
 p. 49.

(20) Burn, R., The Justice of the Peace and the Parish Officer, 2nd ed. (London, 1756), Vol. II, p. 293; Bott, E., Decisions of the Court of King's Bench

upon the Laws relating to the Poor, 3rd ed. (London, 1793), Vol. II, Ch. VI; Nolan, M., A Treatise on the Laws for the Relief and Settlement of the Poor (London, 1805), Vol. II, p. 169.

(21) : 此らの定住権獲得の方法の制定法
 のみ根拠をとりその理由は、とくに注意さ
 れる。 Cf. Edin. Rev., Vol. 87 (1848), p.
 454.

(22) Colquhoun, A Treatise on Indigence,
 p. 13; Rep. S. C. Poor Laws (1819),
 p. 254; MacCulloch, op. cit., pp. 109-
 110. Cf. Razinowicz, L., A History of
English Criminal Law, Vol. III (London,
 1956), pp. 232-235.

(23) 1824年法 (5 Geo. 4, c. 83);
 Burn, The Justice of the Peace, 28th ed.
 (London, 1837), Vol. VI, pp. 118-123.
 浮浪者法の適用対象が三つのカテゴリーにわ
 けられ、家族遺棄者の刑罰の対象となる。

の 18. 1744 年法 (17 Geo. 2, c. 5) 以来 2' あり。 Encyclopaedia of the Laws of England, 2nd ed. (London, 1908), Vol. XIV, pp. 415. は、浮浪看法のこの側面を特に注目してゐる。

(24) Stephen, J. F., A History of the Criminal Law of England (London, 1883, reprinted ed. 1973), Vol. III, p. 206.

(25) Stephen, H. J., op. cit., 14th ed. (London, 1903), Vol. IV, pp. 218-220.

ただし現在でも浮浪看法の基礎は依然として 1824 年法 2' ありことは見逃さずには行かない。

Halsbury's Laws of England, 3rd ed., Vol. X (1955), pp. 697-703; 4th ed., Vol. XI (1976), pp. 608-612.

(26) トマス・チャルマースはこの時期の「ユニテリアン」に注目し、一人である。彼の地域の理論は、近隣関係を中心として救済行政を進めようとするものである。チャルマースも「ユニテリアン」の関心を認める。

とはよく知られている。

(27) 第一次選挙法改正の前夜、ラッセル卿は議会で次のように述べている。「この国の法皇の勤労と良き行いをひきおこすこと、人々をさうく益するにとく、ならんと私は信じておきます。勤勉な行いと几帳面さによって、段々衆看のなれまといふことがわかれ、人は一層自分の環境を改善し隣人の中へあつて自分の性格を保とうとするでしょう。」 Hansard, 3rd ser., Vol. II, Colms. 1065-83. Cited in: Gash, N., The Age of Peel, pp. 36-37.

(28) Rep. R. C. Poor Laws (1834), pp. 9, 20-23, 31, 127. この報告を受け、1834年法で資金補助制廃止を主要目的とする行政当局によって解釈された。 Second Annual Report of the Poor Law Commissioners (London, 1836), pp. 6-7; Webb, S. & B., English Poor Law Policy (London, 1910, reprint ed., 1963), p. 87.

独立のこのように用語例はつとゞ、マリス
 のみである。今、このは家族の公的救済のこの
 独立の主張を述べたい。とゞ注意せよ。

Malthus, R., An Essay on the Principle of
 Population (London, 1798), pp. 83, 84,
 85, 89. Cf. Do., A Letter to Samuel Whit-
 bread (London, 1807), in: The Pamphlet
 of Thomas Robert Malthus (N. Y., 1970),
 pp. 37, 40.

独立労働者という用語の使用例として、
 Martineau, H., Illustration of Political
 Economy, Vol. XXV (London, 1834), pp.
 62, 66-67; Quart. Rev., Vol. 48 (1832),
 pp. 326, 332; Tuckett, J. D., A History
 of the Past and Present etc. (London,
 1846), Vol. II, p. 546. Cf. Rep. S. C.
 Poor Laws (1817), pp. 5, 9.

(29) Cf. Coats, A. W., "The Classical
 Economists and the Labourer", in:
 Jones & Mingay ed., Land, Labour and

Population in the Industrial Revolution
(London, 1967).

(30) Townsend, J., A Dissertation on the Poor Laws (London, 1786, reprint ed., 1971). Cf. Poynter, J. R., Society and Pauperism (London, 1969), p. 41.

(31) Martineau, op. cit., pp. 68-69.
See also, Wade, J., History and Political Economy of Middle and Working Classes, 4th ed. (Edin., 1842), p. 111; Tuckett, op. cit., Vol. II, p. 542. 此は救済の個人の特権に反して社会の利益を主張するものである。 Cf. Fowle, op. cit., pp. 8, 11.

(32) Malthus, An Essay on the Principle of Population, p. 84; Bulwer, E. L., England and the English (London, 1833, reprint ed., 1970), p. 22.

(33) Rep. R. C. Poor Laws (1834), p. 32. 西郷と(2)の《確立》の「2」は

Smelser, N., Social Change in the Industrial Revolution (Chicago, 1959), pp. 210-212. 参照。

(34) Smith, A., Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms, Cannon ed. (Oxford, 1896), p. 9. Cf. Davies, D., The Case of Labourers in Husbandry (London, 1795), pp. 55, 57.

(35) Rutge, T., General View of the Agriculture of the County of Gloucestershire (London, 1807), p. 48. 小生産者に用いられる「独立」の用語例は、このように多い。1826年の移民委員会報告は、小生産者と公的救済からの独立のこの意味で「独立」を用いた。Rep. S. C. Emigration (1826), pp. 5, 9. さらに1841年センサスの職業別分類項目における Independent Persons である。

(36) 産業革命前には、ジェントリーとそれより下の階層を分ける基準は、生活のゆめ

、因は労働を有するかの否のことであり、Laslett, op. cit., pp. 30, 33。この基準はミドル・クラスとそれ以下の差異として残り——ニ——ニによる poor の定義をみよ——権威の服するかの否かという基準に重ね合わせる。

(37) Quart. Rev., Vol. 41 (1829), p. 259. 参る Kay, J., The Social Condition and Education of the People etc. (London, 1850), Vol. I, p. 364. をみよ。

(38) 公的救済からの独立という意味での使用例は、MacKay, T., Methods of Social Reform (London, 1896), pp. 10, 13; Bosanguet, H., The Poor Law Report of 1909 (London, 1909), pp. 5-12. See also, The Chamberlain Circular (1886), cited in: Fraser, D., The Evolution of the British Welfare State (London, 1973), pp. 253-255.

(39) 雇主の権威からの独立と公的救済からの独立の二つの理念の統合は、生産協同組

合の試みの中より完全な姿で見出される。
 勿論、労働者に対する自助の奨励が、servant
 の master への依存の強調を伴う場合もある。

The Working Man's Friend, and Family

Instructor, Vol. II (1850), pp. 1-4, 33
 - 36, 65-68, 97-100.

(40) Senior, Three Lectures on the
 Rate of Wages, p. ix; Do., Historical
 and Philosophical Essays, Vol. II, pp. 48,
 82, 115. Cf. Rep. R. C. Poor Laws (1834)
), p. 132; Finer, S. E., The Life and
 Times of Sir Edwin Chadwick (London,
 1952, reprint ed., 1970), pp. 44-45.

(41) Cf. Dunkley, P., "Whigs and Paup-
 ers", Jnl. Bri. Stu., Vol. XX, No. II (1981)
), pp. 137, 140. 此の文は、
 34年改正の地主の権力を弱くするに
 意味する。Brundage, A., The Making of
 the New Poor Law (New Brunswick, 1978)
 に参照。

(42) First Annual Report of the Poor Law Commissioners (London, 1835), p. 48; Second Annual Report, p. 30.

(43) : a : r r , 地 圖 . 福 救 恤 民 と 浮 浪 者 の 混 同 と 之 互 に 互 と の 判 別 と 指 示 也 .
Bosanquet, S. R., The Right of the Poor and Christian Almsgiving vindicated (London, 1841), p. 9.

(44) Blackstone, op. cit., Book I, p. 437.

(45) Eversley, W. P., The Law of the Domestic Relations (London, 1885), pp. 251 - 252; MacQueen, J. F., The Rights and Liabilities of Husband and Wife, 4th ed. (London, 1905), pp. 77 - 78.

(46) Cf. Henriques, U. R. Q., "Bastardy and the New Poor Law", Past and Present, No. 37 (1967).

(47) Cf. Gaskell, P., The Manufacturing Population of England (London, 1833),

p. 19 ; The Ten Hours' Advocate (1846 - 1847) , pp. 13, 34 - 35.

(48) ガイ - バ - 氏 一般社会経済史要論に
を参照。

(49) Hansard, 1st ser., Vol. XXXVII (1818) , Colms. 581 - 582. Cf. Driver, C., Tory Radical (N. Y., 1945, reprinted ed., 1970) , p. 47. このころの児童労働の状況の比定は、Horner, L., On the Employment of Children in Factories etc. (London, 1840) , p. v. 女性についてはこの問題は複雑の様相を示す。このころの男女同権論の立場は工場法の女性への適用の反対せざるをえぬ。Cf. Blaug, M., "The Classical Economists and the Factory Acts", Quart. Jnl. Eco., Vol. 72 (1958).

(50) この点について親の権利の制限を受けることの工場法反対の一論述と見らる。 Hansard, 3rd ser., Vol. 19 (1833) , Colms. 237, 245 - 246 ; Kydd, S., The History of the

Factory Movement (London, 1857), Vol. I, p. 47.

(51) Hansard, 3rd ser., Vol. 19, Colms. 889 ; The British Labourer's Protector, and Factory Child's Friend (1833), pp.

160, 235. 此のレポート - 急進主義者の主張は尋常を知らぬといふよりか思われる。一方では工場制度による親の権利の侵害が、他方では児童を親から保護するに必要といわれる。

The Justice, Humanity... of restricting the hours of children etc. (Leeds, 1833), pp. 18, 52.

(52) Edin. Rev., Vol. 61 (1835), p. 464.

(53) Blackstone, op. cit., Book I, p. 439 ; The Laws respecting Women... also the Obligation of Parent and Child (London, 1777), p. 354.

(54) 文と213. Colquhoun, P., A New and Appropriate System of Education etc.

(London, 1801), pp. 59, 64, 70. ここでは教育の主要目標の一つとして社会の階層制を教えることがあげられていることに注意せよ。

(55) Owen, R., Observations on the Effect of the Manufacturing System (London, 1817), pp. 10 - 15; Rep. S. C. Children (1816), pp. 23, 24, 37.

(56) Horner, op. cit., p. 18.

(57) Blackstone, op. cit., Book I, pp. 142, 410 - 447. Cf. Hale, M., The Analysis of the Law, 2nd ed. (London, 1716), p. 46. 以下の議論は、詳しくは、本論文、第5章をみよ。

(58) 1649年の「人民協約」では選挙権は servant には賃金を支払っているものを除く税金納税者に限られるとされたことに注意せよ。Cannon, J., Parliamentary Reform 1640 - 1832 (Cambridge, 1973), p. 8.

(59) Cf. Edin. Rev., Vol. 73 (1841),

p. 203.

(60) Keith-Lucas, B., The English Local Government Franchise (Oxford, 1952), pp. 13, 161-164. Cf. Stephen, H. J., op. cit., 13th ed. (1899), Vol. II, p. 332f. (同書の第17版と比較せよ。Ibid, 17th ed., 1922, Vol. I, p. 156.)

(61) この過程については Marshall, T. H., Citizenship and Social Class (Cambridge, 1950); Bendix, R., Nation-Building and Citizenship, 2nd ed. (Berkeley, 1977) に参照せよ。

(62) Blackstone, op. cit., Book I, p. 165. Cf. Laslett, op. cit., pp. 20-21. Servant の大部分は選挙権の手えらぬものとして、福祉権民についてはこのようにならざるの欠如のいわゆ。 The Encyclopaedia of the Laws of England, Vol. VI, p. 241.

(63) Edin. Rev., Vol. 31 (1818), p. 181; MacCulloch, J. R., A Descriptive

and Statistical Account of the British Empire, 3rd ed. (London, 1847), Vol. II, p. 97.

(64) Cf. Edin. Rev., Vol. 17 (1811), pp. 276-277.

(65) 32年ノ選挙法ニヨリテ都市選挙区ニテ Ten Pounds Householderトシテノ階層ヲ以テ含ミト爲スルニ依リテ、Speeches of Henry Lord Brougham (Edin., 1838), Vol. II, p. 584. 見よ。

第2章 イギリス産業革命期に おける農業労働力の存在形態

I 問題の所在

本章の課題は、1834年の救貧法改正をもたらした経済的背景としての産業革命期の農業労働力の存在形態を検討することを通じて、労働政策における重商主義的基調から自由放任主義的政策体系への転換の構造の一側面を剔出し、農業資本による労働力の一定の質の確保の要請こそが救貧法改正の経済的根拠であったことを明らかにすることにある。

我国の研究史においては、救貧法改正をもたらしたスピンナムランド制の政策主体をめぐって対立する見解が生みだされてきた。大前翔郎氏は、スピンナムランド制を資本の要求する自由な労働市場の成立を妨げる地主の

地代確保政策とされ(1)、一方山之内靖氏は、政策主体を産業資本とする正当な把握を行いながらも、スピナムランド的労働政策を工業資本の立場からの産業予備軍維持の始まりとしてとらえて、農業労働者への土地割当も農業の「犠牲的な地位と役割」を示すものとみなした(2)。

スピナムランド制が主に農業における労働力再生産機構の一環として創出・展開している点にもかかわらず(3)両氏ともに農業における資本蓄積の様態と農業労働力再生産の機構を解明することを通じて政策分析を行うという視点を十分に展開しているとは言難い。そのために大前氏は地主の利害が借地農経営の動向を離れてはありえぬことを軽視され、また山之内氏は工業資本と農業資本を対立させ政策主体としての産業資本を主に前者において理解することとなった。

救貧法改正に関する諸氏の見解を両氏を中心にみてみよう。大前氏は貸金補助制の拡大

による地主の地代確保政策の挫折と産業資本の確立によって改正を説明される。しかし氏は産業資本を主に北部工業資本と理解されたために、南部・東部・中部の穀作地帯を主要な対象とするスピーナムランド制の廃止を、積極的に北部工業資本による自由な労働市場の要求によるものとみなすことになった。この点においては児童労働力確保のために救貧法改正がなされたとする吉岡昭彦氏も同様の立場にある。しかしそのような労働移動がとなえられ——また救貧当局によって試みられた——としても、当時の労働力移動のあり方と法改正で問題とされたのが成人男子労働者であることを考えるならばこのような説明は俄には首肯し難い(4)。大前氏と同様にスピーナムランド制の政策主体を地主とする高島道枝氏にあっては、賃金補助制は一貫して農業資本に有利なものであり、地代をめぐる地主と借地農の間の争いの中で地主が救貧法改正を行々とされ、政策実現の構造的媒体

を政策主体とみなす転倒した把握を徹底された(5)。山之内氏はスコーナムランド制の産業資本の労働力把握の阻害要因への転化と地主の説得をもつて救貧法改正をとられる。しかし新救貧法の原理がいかなる形で産業資本の側で形成されてきたかが明確でなく、かつ地主がなぜ自己の「役割の終息」を告げる救貧法改正の「強力なプロパガンダ」たるざるをえなかつたかが不明である(6)。

本章は、スコーナムランド制の主要舞台である南部・東部・中部の穀作地帯の農業労働力の存在形態を農業における資本蓄積とかがわらしめて考察して、労働政策との関連を問う。牧畜・酪農地帯における農業労働力、農村工業、労働力移動、人口動態等については必要な限りにおいてのみふれられるにすぎない。又救貧法の治安維持機能の分析と、それと不可分の関係にある支配構造(就中地方行政制度)の展開過程の解明は、救貧法改正の研究史上欠かせないものではあるが、本章の

対象外となる。ここでの課題は、スポーナム
ランド制の創出・展開・解体・新救済法形成
といふ一連の労働政策の基調とその転換を
政策形成の経済的根拠に焦点をあてることで
明らかにすることにより、労働者階級による
討抗の側面は政策への影響についての説明
される。また政策形成上の諸理念の相剋、法
形成の政治過程についても詳らかにしえない。

II 土地割当論の形成

スポーナムランド制の解明に先立ち、それ
とある意味では対抗関係にあつたところの小
屋位への小土地割当をめぐる議論に焦点を合
わせることで、18世紀末から19世紀前半にお
ける農業労働者に対する労働政策の性格につ
いておおよそ明らかにしておこう。1775年法
は、小屋への4エーカーの付屬地確保を命じ
たエリザベス法の廃棄を宣言することで、原

蓄の進行による小屋住からの土地収奪を追認した(7)。このように小屋住が、「土地もち労働者」(半プロ零細農)から「土地なき労働者」(8)となっていた時、一見この流れに逆行するが如き土地割当 Allotment 運動(直接生産者への限られた範囲内の土地の賦与・貸与(9))が形成されてきたのである。この運動の系譜をたどることによってその史的性格を明らかにしたい。

[A] 小農論者による土地割当論

1. 土地割当論は、18世紀末から19世紀初頭にかけて開明的農業資本の側にたつ農業改良家によって喝えられて以後一連の政策を生みだしていくこととなる(10)。それは初登より大農論者=第二次回込推進派の主張するところであつたのではなく、むしろ、Young と人口論争で対立した Price や、回込をより高い生産力を保証するものとして擁護しつつ

も、当時の囲込のあり方に批判を加えた Kent 等によつて喝えられたのである。

Price は開放耕地の囲込に反対する一方で、荒蕪地・共有地囲込は、それが小土地に分割され適当な地代で貧民に占有される限り、推進されるべきものであるとした⁽¹¹⁾。この貧民による小土地占有の推進こそは、小農擁護論者たる彼の立脚点を示すものであり⁽¹²⁾、エリザベス法に体现された小経営・零細経営維持政策を原蓄進行への抵抗の傘がかりとして活用しようとしたものであった。この立場は極限態としては Spence の如き共同体的所有に基づく小経営復活の希求を生みだすことになる。

2. 小農論者 Kent は、オランダにおいて小農場が多人口と豊かな市場を支えていることに注目して、小農場を破壊して進行するイギリスの原蓄のあり方に批判を加えた⁽¹³⁾。彼は一定の資本主義的發展を認め、地方地主の名望家支配の存続を望み、また人口論争で

は貧民層の減少を指摘しつつも人口増加論の立場に帰着した点で Price とは異な、た立場を代表していた⁽¹⁴⁾。彼は貧困への解決策として農業労働者の賃上げを主張し、さらに小屋住への土地割当を唱えた。ここで注目されるべきは土地割当の内容として各小屋住へ半エーカーの土地を貸与することに加えて勤勉なる者へは牛を飼育しうるエーカー程度の牧草地を貸与することが主張されていることである⁽¹⁵⁾。ここに我々は土地割当論においてたえず提唱されていくことになる割当地の二類型⁽¹⁶⁾、即ち、1エーカー以下の菜園地割当と一・二頭の牛を年中飼育しうる牧草地割当、の原型を見出すことができる。この Price の二段階の割当は、小農擁護論に於ける小農の上昇志向の評価を踏まえて、勤勉なる小屋住が社会的階梯を上昇するための物質的基盤の提供を目ざしたものと考えることができる。

[B] 開明的農業資本主導下の土地割当論

1. 小農論者による土地割当論は第二次回
込運動批判として、プロレタリア化した小農
徒を半プロ零細経営へと逆転させることを意
図したものであったが、この半プロ零細経営
こそは、当時の農業改良会の主流において農
業改良の障害とされたものであり、小農論者
に勤勉と映じた半プロのあり方は Young など
によつて怠惰と結びつけられていたのであ
つた(17)。このような両者の間にある現状認
識の違いにもかかわらず、土地割当はその方
向性を全く逆のものへと転回されつつ農業改
良会のメンバーによつて主張されることにな
り、開明的農業資本の労働政策へと転化した
のである(18)。

Davis は農業労働者の生活実態を調査して、
彼らの間にみられた困窮への解決策の一つと
して土地割当を挙げた。その特徴は、(1)
Kent の影響がうかがえ、彼からの継承の一

面があること、(2)土地割当の意義づけを
割当地耕作による失業時の生計維持と、労働
者が生活上の展望をもらえらることによって勤労意欲
が高まって公的扶助への依存もなくなること
に求めたこと、の二つである(19)。このス
点について彼は土地割当論を Kent からひき
ついで Youngらへ橋わたしをしたと考えられ
る。

2. 対仏戦争中の1795年から6年の食料危
機は、農業労働者の困窮を社会問題として現
出せしめて行政当局に対する余儀なくさせた。
このような中で Winchilsea 伯による自己の
所領における土地割当の実態報告が農業改良
会内外へ大きな影響を与えることになった。
その実態とは、日産(小産)が牛の飼育と
作物栽培のために土地を借りることによつて
『日産とその家族はよりよく暮し、結果とし
てより労働に耐ええるようになる。それは…
自己の性格により高い価値を置かしのめるある
種の独立心を与える。…小土地をもつこと

は勤勉への刺激となる』というものであった(20)。彼は割当地の諸形態の優劣を比較したが、その基準として家計への貢献度と共に賃労働に支障のないことが考えられていることは、彼の土地割当論の性格をあますところなく伝えている(21)。この土地割当推進の勧告は96年の一般国法案に織込まれ、Bernard, Wilberforce 等により結成された The Society for Bettering the Condition and Increasing the Comforts of the Poor もその活動の一環として土地割当のための啓蒙運動を展開していくこととなった(22)。

Young はフランス革命の伝播を恐れ下層民を宗教政策をもつて統制する必要を認めるとともに(23)、それのみでは解決しえない農村労働者の窮状へと目を向けて、1799年の Lincolnshire 調査において小屋住が牛と菜園地を保有していることが彼らを勤勉にして救貧支出額を低めていることを発見した。そこでは小屋住達は小土地を保有したからとい、

て日雇としての労働力量を減らしてはいなかったためである。Young はこの実態に触発されて、翌年の穀物欠乏時には解決策の一つとして小屋住への土地割当をあげたのである(24)。

そして彼はつづく1801年の小論文において土地割当の位置づけを一層明確にして、因辺によって半プロ零細経営が解体した結果労働者の勤労意欲がうすれ公的扶助に頼るようになったと現状を批判しつつ、それへの対応策として、牛の飼育が可能な程度の土地を因辺で小屋に割当ててゐることを提唱し、これによって小屋住が現状に執着して勤勉かつ節儉となつて、結果として公的救済からの独立が確保されることを期待したのである(25)。

3. Winchilsea伯以下の農業改良会を中心とする土地割当論の特徴は、小農論者の割当論が小屋住の半プロ零細経営への復帰の方向を持つのに対して、小屋住のプロレタリア化を既成事実として承認した上で、土地割当による労働者家計補充とともに勤勉・節儉にし

て公的扶助から独立した農業労働者の形成を意図した点にあった。Sinclairが、共同放牧権によつて『小屋位は幻想的な独立の観念を与えるが、それは彼を職務遂行に対し不適合にする(26)』と半大口零細経営を非難する一方で、割当地の利益をといたことは、この立場のよつて立つところを明瞭に示している。土地割当によつて、日雇労働時間を減らさずに(27)、自家労働による割当地生産物の生計補充がなされ、そのことによつて公的扶助からの解放が実現すると期待されたのである(生計補充的側面)。さらには割当地耕作によつて労働者のもつ土地への執着・社会的上昇志向が部分的に充足されることと、被救恤民には割当地が与えられないことによつて、労働者が勤勉かつ節儉となつて彼らが公的救済から独立たうと想定された(労働力陶冶的側面)(28)。さらには割当地の譲渡を制限することによつて勤勉な労働者を一定期間確保しえることも効果として考えられた。

これらは、土地割当者が農業資本による一定の質をもつ農業労働力の維持策であるとともに、救済政策にたいする代案でもあることを示している(29)。

4. しかしながら、原蓄の進行における地域的な不均等発展は国産の進行している地域の地主・借地農による土地割当への反発を招かざるをえなかった。即ち資本主義農業の展開は小屋位のプロ化と農業労働制度の再編を背景として一方では土地割当論を生みだしていくが、それは現実に議会国産によって零細経営を解体させつつあった中部の地主・借地農にとっては、小屋位からの土地収奪を困難ならしめるものと映いたのである(30)。

このような背景の下ではYoungの見解は直ちに農業改良会を代表するものとはならなかったのである(31)。

[C] 直接生産者における二つの独立

小農論者が讚美した半プロ零細経営が解体
しつつあった時代に、資本制農業の展開を背
景にしてでてきた土地割当論は、もはや土地
を失った労働者の、自らになお残る小生産者
的エートス（このような倫理的零回気を表現
するものとしての「独立の精神」⁽³²⁾）を
発生基盤とする小生産者復帰への志向に対し
て、彼らと土地との結合を部分的に回復させ
てこの志向を部分的に充たすことで、かつて
は小経営・零細経営を支えていた主体的労働
倫理を再生産しようとしたものであった。こ
の主体的労働倫理は、いまやその機能において
は小農・半プロの復活をもたらすのではなく
て、勤勉・節儉である、てかつ公的救済から独
立した賃労働者の労働倫理となることが期待
される。言換えるならば土地割当は小生産者
的エートスを賃労働者のエートスへと機能転
化させて、資本の論理のうちに定置させよう
としたものであった⁽³³⁾。このように、土
地割当論のうちに打ち出された労働者像こそ

は、かつての独立の基盤たる小経営・零細経営から自由となつた農業労働者に、資本が土地所有を媒介として僅かな生産手段を与えることで、新たな意味の独立を強要した姿であつた。今や我々は、資本制農業確立前の小農・小屋位の独立（独立自営農民）〔独立の第Ⅰ類型〕と、資本が労働力生産費を最低ならしめ、かつ労働意欲を高めるような労働者の生活過程の合理化を展望しつつ強要した、賃労働者の独立（独立労働者⁽³⁴⁾）〔独立の第Ⅱ類型〕とを区別しなくてはならない。後者では前者の内実が、公的救済からの独立というように制限され矮小化されているのである。

[D] 政策展開

公的救済に頼らない独立労働者を形成するものとされた土地割当は、土地割当計画として救済法の代案に仕立てあげられた。そして救済法改正後にも一連の立法が生みだされた⁽³⁵⁾。

土地割当論は対仏戦争中の食料危機のたひ
に唱えられていたが、戦後期には牧草地割当
の主張がへって菜園地割当が中心となつた。
そして土地割当への関心の昂まりは30年の農
業労働者暴動後に頂点に達した⁽³⁶⁾。この
動きを代表するものが'Labourers' Friend
Society'であつた。1843年の労働貧民(土地
割当)特別委員会報告は土地割当の政策的位
置づけを明確にしたものであるが、そこでは
土地割当の意義がより一般化されて工業労働¹⁰
者の維持のためにも有効であると考えられる
に至つた⁽³⁷⁾。土地割当の要点としては次
のことが挙げられた。(1)割当地から得ら
れる利益は通常の賃金収入を補うものであ
つて、割当地耕作は賃労働の妨げとなら¹⁵
ず、労働者とその家族が余暇時間に従事で
きるものでなければならぬ。割当地は四分
の一エーカー程度がよい。(2)割当地の住
居からの距離・地代・税などへは特別の配慮
が必要である。(3)割当地耕作は食料の自

給を可能とし、子弟の職業訓練の場を提供するなどの効果に加えて、労働者に「独立の感情と自尊心」を与える。即ちそれは一方では労働者に自己統御を要求するとともに他方では彼らに未来への展望をもたらしことによつて、公的扶助への申請を防ぐ⁵ (38)。

このような意義づけを与えられた土地割当は、19世紀前半では地主・借地農の私的な試みに多くを負う¹⁰ (39) という限界をもち、また農業労働者の小土地保有による賃労働者範疇からの逸脱(独立の第I類型への復帰)を恐れる借地農の警戒にも直面した。又マルサス等から割当地耕作による人口増加、労働力移動制限効果について危惧の念が示された¹⁵ (40)。

これらの制約・反対にもかかわらず、土地割当計画は政策展開をとげて世紀末の土地割当法へとつながっていく。

III 産業革命期の農業労働制度

勤勉・節儉な独立労働者を創出すると考えられた土地割当計画が提唱されてくる18世紀末から19世紀初頭にかけては、救貧制度においてスピーナムランド制が展開した時でもあった。今や我々は産業革命期の農業労働力の存在形態へと目を向けて、一方でスピーナムランド制が展開し、他方で土地割当が唱えられてくる経済的根拠を明らかにせねばならない。

10

[A] 農業労働力需要の季節的偏倚

1. 農業資本の生産過程における自然の制約の結果生じる生産期間と労働期間の相違によって、労働力需要は季節的にかたよりを示すことになる。農業資本が費用中最大支出項目(第1表参照)たる労賃支出を可能な限り抑えようとする限り、この偏倚は、いかにして安上がりな資本にとって必要な労働力を農

15

閑期に維持しておくかという問題となつてあ
らわれる。

農業革命は作業機械化を直ちにもたらさな
かつた。労働過程の変化が急激ではなかつた
ために(41)、牧草地への転換の場合を除い
て農業経営はかえつて大量の安い労働力への
依存を深めたのである(42)。特に回込によ
つて手労働のための労賃支出が増大し、さら
にカブ等の新作物導入・条播式農法の結果と
して従来からの乾草作り・収穫作業を中心と
する夏期の高水準の労働力需要がさらに高ま
り、農繁期と農閑期の間には旧農法における
よりも大きな労働力需要の偏差がみられるこ
ととなつた(43)。この夏季労働力需要増大
の一部は、従来から手工業者・工場労働者の
収穫労働従事(44)、近隣からの出稼農業労
働者や小屋位の主婦・子弟等の追加労働(45)
等によつて担われてきた。そして産業革命の
結果前者の労働力供給の道が細くなると、そ
れに代つてアイルランド人収穫労働者の雇用

が増大した(46)。しかし、このような追加労働力のみでは夏季労働力需要急伸にたじきれないため、常雇、日雇労働力供給量を冬季の低位労働力需要を上回る水準に維持せねばならなかったためである。

第1表 農場経営支出項目

	地代	たの税	税	償却費	労賃	種子代	肥料代	犁耕地	利子
費用 (£, s. d.)	108.16.8	21.7.10	34.12.2½	24.5.0	126.0.4	33.13.0	13.18.0	54.16.8	39.13.4
%	24.4	4.8	7.7	5.4	28.4	7.5	3.1	12.3	8.9

Young (Norfolk, 1804), 521-523

2. だが農業資本は、種々の形で年間労働力需要の平準化へ寄与しうる諸方策を採用した。

(イ) 作付方式の改良 農業革命はノーフォーク農法に代表される作付方式の改良をもたらした。Young は農業経営要素適正比例論の中で諸耕区に異なる作物を栽培することの有利を説き、なかでも各作物の播種期・収穫期がづれていることは労働力需要平準化への

傾斜をもたらしとした(47)。この見解は大
 農論と結びつくことで(48)大農場における
 高い質の労働力への讚美にまでなった。そも
 そも穀作と牧畜を結びつける複合農業経営は
 農業経営内の労働力の合理的配合を促進する
 傾向を帯びていたのである。Young は農村旅
 行を通じ、このような合理的農業経営が生産
 力の担い手として登場してきたことをまのあ
 たりに見ていくこととなるのである。

(ロ) 農閑期追加労働力需要の創出 従
 来から生垣作り・排水溝堀り・運搬などは11・
 12月を中心とし、脱穀も冬季を通じて行なわ
 れた(49)。圃場の進展による柵・道路・農
 舎の建設、沼沢地・ヒースなどの干拓・開墾
 などは、労働力需要の追加を通じて農閑期過
 剰労働力供給の緩和をもたらし(50)。しか
 し圃場・開墾が終ればこの種の労働力需要は
 減る。

(ハ) 機械化の進行 農作業の機械化は
 農繁期豊作業に適用される時、年間労働力平

準化に寄与しうる。1780年頃から労働代替的機械の導入がみられるものの(51)、農繁期の作業の機械化は技術的未発達・安価な労働力の存在によ、て阻止されて19世紀中葉まで大きく進展せず(52)、対仏戦時中・戦後にひろまったのはむしろ農閑期の主要作業たる脱穀への作業機導入であ、て、それは緩慢な伝播でありながらも冬季の失業を一層激化させるものとな、たのである(53)。

(二) 労働時間延長・労働強化 農繁期 10
 においては、短期間に作業を完了する必要と人手不足から、農業経営は労働時間を延長することに加えて労働強度を増大させることを通じて労働力需要の急伸を押えようとする。これは高賃金・監督強化・出来高賃金・作業 15
 中の飲食物提供・報償金などの手段をも、て試みられた(54)。

以上の諸方策は個別資本により収益性がある限りにおいてのみ追求されたのであり、当初から労働力需要の平準化を目的として採用

されたものではなかった。

3. しかし旧救貧法下では、個別農業資本が労働力需要平準化をめざし積極的に自己の生産過程を改編することには、いくつかの制度的な障害があった。まず、(1) 救貧税を地主に転嫁しえる場合⁽⁵⁵⁾は、季節的失業者を教区救済に委ねればよいかから、自ら進んで農閑期に失業者が生まれなような方策を講ずる誘因が生じなかった。(2) 税の転嫁が困難な場合でも、たとえ借地農が単独で需要を平準化させても、教区内の他の借地農が同一步調をとらないう限り失業者維持費の一部を負担せねばならないから、個別資本は自発的に需要を調整することを避ける。従ってこの場合労働力需要調整がなされるのは、教区内借地農数が少数⁽⁵⁶⁾が資本間の協定の
ある場合だけであろう。

このように、当時の農業の技術水準と救貧制度の下では農業における労働力需要の季節的偏倚は産業革命期を通い解消されることは

なかつたのである (57) .

[B] 農業労働制度の再編

1. 農繁期追加労働力や借地農の家族労働力を除くと、農業労働力は常雇 (Farm Servant) と日雇 (Day Labourer) の二類型に大別される。前者は bailiff, ploughman, shephard などの監督・熟練労働者と補助労働を行う児童・青年労働者で構成され、市場で年間雇用契約を結び農舎に寄宿していた。後者は主に日おめ・週おめ又は請負仕事で雇われる成人男子労働者からなっていた。往時においては常雇中の児童・青年労働者は小農・小屋住の子弟から供給されており、彼らのうち監督・熟練労働者として農場にとどまる者を除いては、多くの者は結婚して小屋住となり日雇労働に従事した。このように小屋住農の再生産のうちに常雇として一定年限を送ることが組み込まれていたためであり、この二類型は緊密

なる関係をとりに結んでいた。即ち、小農・小屋位の子弟は幼年・児童期に家庭内である程度の農業技術を身につけて常雇となり、そこで熟練を積んだ後結婚して小屋位となり、零細経営を営み日雇として熟練労働に従事することができ（技術修得における連関）。また常雇時代の貯蓄により、小屋・土地を購入あるいは賃借して小屋位となることのできる（経済的連関）（58）。

常雇中の監督・熟練労働者が比較的高賃金を享受した（59）のは、彼らが補助労働力を用いて、年間を通じ監督・熟練作業に従事して経営の持続性を支えていたことによるのであり、「結合労働過程の技術的基礎の発展の不十分」の故に農場経営が彼ら基幹労働者への依存を強めたためであった（60）。日雇の仕事は乾草作り、収穫労働の他に、生垣作り・溝堀り・中耕・肥料散布・打穀等の労働量の多い作業が専門的熟練を要し労働期間の比較的短い作業（61）からなっていた。

2. このように農業労働制度は(1) 熟練労働力を常雇の形で比較的長期養成・確保しえる、(2) 常雇の位達によつて、彼らが雇主の世帯員となることで、雇主自身による労働者の管理が容易となつた、(3) 常雇・日雇間の二重の連関を媒介とする労働力再生産のメカニズムの存在といふ点で安定的なものである。しかしこのような農業労働制度は、農業革命の進展とともに18世紀から19世紀前半にかけて徐々に再編されてくるのである。

(イ) 臨時労働力依存型への転換と日雇労働力の比重増大 日雇のうちにも特産借地農と比較的安定的な雇用関係を結ぶ常時雇用型日雇と、そのような安定的な関係のない臨時雇用型日雇があり、産業革命期には後者の比重が高まってくる(62)。Youngの北部旅行記にみられる農場の年間雇用労働力の実態は、(1) 農場規模が大となるに従ひ常雇に常時雇用型日雇を合わせた常時雇用労働者数が増大する。加えて、より多くの臨時労働力

を雇う。(2)農場規模が大となるに従って、常時雇用労働力中、日雇労働力の比重が高まる傾向がある。このような、農業革命の展開を担った大経営における常時雇用労働者中の日雇の比重増大と臨時労働力(臨時雇用型日雇からなる)の増大の傾向は、労働制度における構造変化を如実に示していると考えられる。対仏戦中・戦後にかけては日雇労働力依存型への傾斜が一層強まることになり(63)、その結果日雇(小雇住)層は労働力需要の季節的偏倚から生じる「雇用不足」に苦しむことになった。

(ロ)常雇の借地農家政からの分離傾向
農場の統合と日雇労働力の比重の増大に伴って、常雇需要は減少して契約期間も短縮された(64)。又常雇への現物支給や寄宿制が衰退する等の常雇の借地農家政からの分離傾向がでてくる(65)。このような傾向は単に戦時の物価高や回込後における日雇労働力の調達容易など(66)の経済的状況にのみ帰せ

られるものではなくて、むしろ借地農の社会的地位の上昇にもとづく、雇用者と被雇用者間の生活様式の懸隔が重要な要因をなしていると考えられる。これは農業における「原始的家族紐帯」「家父長制的関係」(67) 破綻の一局面である。

(ハ) 女子・児童労働力 女子常雇は熟練労働力としての搾乳婦と農作業・家内労働にたずさわる下婢からなる。一方日雇の妻は、農繁期をのぞけば、家内工業・自家保有地耕作・家畜飼育に従事し家計に貢献していた(68) 10

しかし、小屋住が小保有地や共有地を失い、又彼らが家内工業にも多くを期待することができないとするならば、彼ら小屋住の妻は自ら賃労働者となることによつて家計を支えなければならぬ。農業革命による新作物の集中耕作・除草などの諸作業は形成されはじめて女子日雇への仕事を提供した(69) 15

この事情は常雇需要減と自家労働の基盤の喪失に直面した小屋住子弟にも安当した(70)。

このような対仏戦中期からの女子・児童労働者の大量の出現は救済法改正後顕著となるギャンブル制度へと連なっていた。なお農業における徒弟は教区徒弟の他は稀であって(71)、強制的教区徒弟は安い労働力として歓迎されたが故に農村地帯では長くのこり(72)、就中南西部では20世紀初頭まで存続することとなった(73)。

(二) 開放教区・閉鎖教区 教区内で土地が少数の地主の手に集中している所では、救済負担の増大を避けることも一因となって地主が小屋住の差住を防ぐために小屋を破壊することなどを通じて閉鎖教区をつくり、他方ではこの閉鎖教区へ労働力を供給する基地として開放教区が形成されていく(74)。

3. このように日雇労働力の比重の高まる中で、製造業への季節的就業が収入の低下を補うのに十分でない場合には(75)、日雇層は農閑期に労働力の供給過剰の圧力の下に、農繁期に比して労働時間が短縮されるとも

に低賃金に甘んじなければならぬこととなる（第3表は極端な例）。又日雇労働力の臨時労働力的性格が強まる中で、雇用されるか否かが天候に依存することになる。このようにして東部・南部・中部の農業労働者は産業革命期に著しい雇用の不安定と低賃金に苦しむこととなった。

第3表 ケンブリッジシャーの一地域の賃金率（一日あたり）

11.11~3.25	15(ペンズ)
3.25~6.24	18
6.24~収穫期	24~30
収穫期	36~108
収穫期~11.11	18

Vancouver

(Cambridgeshire, 1794),
175

[C] 農村プロレタリアートの形成

1. 『労働者に土地への利害をもたせる代りに反対の方策が広まっていた。今や少い小屋しか土地をもたない。以前には多くの下層の人口は彼ら自身の土地を持つか借りるか

していた。そこで彼らは生活資料のかなりの部分を栽培しており、現在のようにすべてを店で買わざるをえないということも、教区救済へ頼るといふこともなかった。だがこれら小地片は隣接する農場や圃場地に吸上げられて小屋もこわされ、そこに住んでいた家族は朽ちた農舎へと押し込められた』(76)。この同時代人の証言を半プロ零細経営の解体という史的脈絡においてとらえなおすことが、今や我々の課題となる。小農経営が解体してプロレタリア化する場合も、それは彼らが小屋位となることを意味するため、農業労働力分析はまづも、て小屋位の分析から出発せねばならない。しかし半プロ零細経営についてはクラバム学派すら圃場によるかかる経営の解体という因果連関を認めているためか論争に乏しくそのために実証研究も少ない。

半プロ零細経営の担い手たる小屋位は、小屋とそれらに付属する共有地の利用権もしくは慣習・黙諾による共有地利用の事実上の承認、

並に零細保有地・零細借地を自己の再生産の基盤とするが、小屋での家内工業・作物栽培・共有地放牧だけでは再生産を十分に行うことができず賃金収入に頼らざるをえなかった。その場合に、家畜飼育・零細地耕作・家内工業は主に主婦・子弟が担当し、家長は仕事のある場合賃労働に従事するという分担が成立していた⁽⁷⁷⁾。開放耕地にある小屋位の零細耕地は共同体規制に従い、収穫物は主に自家消費されたが商品としては主に畜産農産品を生産した⁽⁷⁸⁾。

この零細経営の存在は低賃金・失業時における小屋位の生計維持を保障したものであった。そして当時の農村において利用可能な耕地面積の単位が多様であったことは、小屋位が勤勉に働いて蓄積を重ねて、耕地面積を広げることによって小農へと上昇していくことを可能にしていたのである。このような農村における勤勉・節儉による社会的階梯⁽⁷⁹⁾上昇の可能性は、単に小屋位の小農への転化

ばかりかその内に小屋位自身の常雇が勤勉・
 節儉によつて小屋位へと上昇しえたことを含
 むことによつて、日雇と常雇を問わず農業勞
 働者の高い勤勞意欲を保證するものであつた。
 従つてこのような階梯が存在する場合には、
 小屋位の零細経営における自立経営 independent husbandry (80) を認めてその上昇の機
 会を与えることは、同時に勤勉かつ節儉であ
 る労働者を再生産することたりえたのである。

2. だが小経営の基礎であつた開放耕地が
 もはや生産力の担い手となることができな
 かつたのと同様に、開放耕地制の一環としてあ
 りかつ零細経営の基盤でもあつた共有地も、
 開放耕地での耕作との関連を失つて、地味の
 衰え・排水不良・家畜の疫病の伝染、そして
 過剰放牧によつて、もはや生産力の増大を許
 す余地を失つてしまつた(81)。ここに因込
 が遂行された。開放耕地・共有地での因込が
 進展して大経営が競争を通じて小経営・零細
 経営を凌駕することは、小屋位にとつては、

第一に自己の経営基盤たる共有地の喪失において、第二に小農への上昇の途をとぎされることで、又牧草地へ転換がなされる場合には雇用機会の減少として、その経営の解体を宣告されることであつた。

大経営の確立過程において零細保有地・借地の減少が18世紀を通じてみられたが⁽⁸²⁾、この傾向は対仏戦中の高穀価時と戦後不況期に一層促進された⁽⁸³⁾。この零細保有地・借地の減少にもまして半ブ口零細経営をほりくずしたもののこそ共有地の囲込であつた⁽⁸⁴⁾。小屋位が共有地囲込により如何なる影響を受けたかをみるならば、(1)小屋に共同権の付屬してゐない場合には小屋位の共有地利用は慣行・黙諾によるものでしかなかったために、¹⁵ 囲込に際し割当地を得ることはまれである。地主の許可による利用と権利にもとづくそれとの区別が曖昧である場合には、後者の法的証明は困難である⁽⁸⁵⁾。(2)小屋に共同権が付屬してゐる場合には、小屋位が小屋の

所有者であれば囲込に際し割当地を受取ることになるが、面積が狭少な爲に従来共有地で享受していた利益をえることができなくなり、囲込費用も重圧となる(86)。小屋住が借家人の場合には割当地は小屋の所有者(主に地主)に与えられて、小屋住は共同地利用権喪失に対する地代の軽減をうけることができないのである。

第二次囲込に於いて教工一カ一の零細土地所有が増加したことは広く知られ、世紀初頭¹⁰において全農場のうちかなりの比重を示すこととなるが(87)、共有地における放牧・燃料採取の機会がなくなることは小屋住経営にとっては決定的な打撃であって、共有地なき零細土地所有はもはや農民的土地所有としての意味をもちえないといわざるをえない(88)¹⁵。

小屋住が零細経営を営むことが困難になったことによつて、小屋住の子弟は農業技術をもたずに常雇とならざるをえず、またさらに常雇は結婚後も零細経営を営むことができな

くなるから、従来日雇と常雇の間にあつた技術的・経済的連関は著しく不安定となる。ここからも農業労働制度の再編は必ずである。

3. 共有地囲込と並んで、小屋位のプロレタリア化に拍車をかけたものが産業革命による農村家内工業の衰退であつた。小屋の妻・子弟は家内工業において紡糸・レース編・麦稈真田編みなどに従事しており、小地片には麻を栽培し自家消費していた。これら家内工業の衰退は機械との競争だけに帰することはできない。半プロ零細経営が共有地喪失で動揺したこともこの過程を促し、公的救済依存による勤労意欲衰退によって促進された場合もあるのである(89)。

プロレタリア化した小屋位が、生計を専ら借地農経営内で比重の高まりつつある日雇としての賃金に頼らざるをえないことは、彼らが労働力需要の季節的偏倚・臨時労働力依存型からくる賃金変動・雇用不安定にさらされ、物価上昇のうちに家計の窮迫に直面せざるを

えないことを意味する(90)。住宅事情悪化による高家賃に加え、生活必需品の自家生産の困難は彼らを商品経済のただ中に投げ入れて、商業的農業成立による農産物配給組織の改編は、従来の如き生産者からの直接購入を困難にし商業連鎖の末端の消費者として彼らを位置づける(91)。いまや小屋住は自らの再生産を、賃金収入とその支出をもつておこなうように、言い換えれば商品経済に全面的に依存する存在になる。

IV スピーナムランド制の成立

1. 旧救貧法の下では院外救助の一環として、労働可能貧民への金銭給付が現物給付とともに展開した(92)。その一形態である賃金補助制は1795年以前に既に冬期失業者救済の安価な手段として活用されていた(93)。

1782年のギルバート法は労働可能貧民への院

外救助を認めて低所得就業者への賃金補助を
一層押し進めることとなった。

1793年に始まる対仏戦争による需要増とインフレーションは物価上昇を招いた。軍隊への動員や運河建設による労働力吸収のために相対的に労働力は不足基調となつて賃金上昇が一般的にみられたものの、南部の諸州においては賃金上昇率は僅少であつた⁽⁹⁴⁾。1794-5年の不作は1795-6年の高農産物価格に結果し、同様の凶作が1799-1800年、1811-1812年とつづいて、今や自家生産の途を失つた農業労働者は不作による就業機会の減少に加えて、生活必需品購入における物価の急上昇にも直面せざるをえなくなつたのである。この労働力再生産における労働者の苦境は、労働力確保や労働生産性維持といった観点から借地農としてもこれを放置することができなかつた。とりわけ1795年の食料危機⁽⁹⁵⁾は、農業労働者のプロレタリア化と物価高によつて労働力の再生産が困難になつてゐることを

議会や地方行政当局に認識せしめて、彼らに革命の恐怖をよびおこし対応を余儀なくさせた点で画期的であった。

農業労働力の維持をいかなる方法で遂行し、いかなる階級がそのための費用を負担するかについて、大別して三つの方式が政策として考えられた。(1)賃金補助制の適用。(2)賃金上昇・現物(特に食料)支給を借地農の負担において行う方策。(3)労働力維持の責任を一切労働者に帰し、労働者自身の営みによりかかる困難を切りぬけさせる途。

[A] スピーナムランド制の形成

1. 1795年バークシャーのスピーナムランド¹⁾における治安判事の決定は、18世紀を通じ展開してきた賃金補助制の体制的成立を画期づけるものとして研究史上著名である(96)。
しかしこの決定は既に広く行なわれていた慣行の体系化でしかなく、このような全州的ス

ケールは当時においては例外的ではなく、かつこの決定の影響は当のパークシャーですら限られたものであった(97)。従って我々はスポーナムランド布告の史的意義を評価するのに慎重でなければならぬ。その際に注目すべきは布告の原型ともいべき Watts の草案において、「治安判事は貧民達に正直なる勤勉と厳格なる節儉を推奨する。なぜならこれのみが彼らに教王からの手当てを受ける権利を与えるから(98)」と述べられている点である。布告はこのように土地割当計画と同様に勤勉・節儉なる労働者の創出を意図していたが、その手段として公的扶助を用いた限りでは、それは公的扶助から独立した労働者(独立労働者)の形成を意図した土地割当計画とは対極に位置づけられるのである。

2. 1824年以前についてはスポーナムランド制の実態については、全国的動向の把握は困難である。さしあたり次の点に注意したい。

(1) 労働可能な成人男子への賃金補助は院

外救助の一形態でしかなく(99)、スコーナムランド制がひろま、たとされる州(スコーナムランド州)においても、1802—3年で恒常的院外救助被救恤民の約半数は15歳以下の児童・少年であって老人と病人を加えるならば70%ほどは労働可能成人以外であり、さらに女性を除けば成人男子のみでは20%以下全人口の2%以下とされているのである(100)。

このように賃金補助制は救貧行政の一端を担うものにすぎない。(2)スコーナムランド制は穀作地帯中心にひろまり、第二次国産の影響の少ない旧国産地域においても行なわれた(101)。それは農利期を中心とする低労働力需要期に労働力維持の手段として創出され展開したのである。て、製造業における賃金¹⁵圧下の手段としても用いられたものの、基本的には農業資本の労働力維持の要請に沿ったものである(102)。(3)戦中期の不作による低労働力需要と高穀価は高救貧税と高利潤・高地代に結果した。救貧税転嫁——これは借

地契約期間、借地をめぐる需給関係、教区内の土地占有状況などの複雑な要因を考慮に入れねばならない——を考えずに、たとえ借地農が税を負担したとしても、高利潤が税の増大を上回るものである限りは、賃金補助制は農業資本の資本蓄積にとり必要物たりえたのである。

[B] 土地割当・友愛会・食事改革

1. 賃上げによって労働者の困窮を解消しようとする一連の潮流は1795年の最低賃金法案に結実したものの、それは自由放任主義の旗の下に葬り去られる運命にあつた。そもそも法による賃上げは就業労働者を対象とするものであつたから、完全失業者の窮乏の解決策とはなりえなかつたのである。これにたいして土地割当計画、友愛会計画、食事改革などによつて、顕在化した労働力再生産の困難を労働者自身の努力 (Self Help) によつて

のりきらせようとする一連の改革運動がこの時期から展開をはじめた。

1793年法は18世紀第4四半期に著しい成長をとげた⁽¹⁰³⁾友愛会に法的保護を与えんとしたものであった。この友愛会は救済支出節約の手段として注目されて、社会保障の体系として強制加入の友愛会計画・任意加入の友愛会計画が唱導された⁽¹⁰⁴⁾。対仏戦中期には友愛会と並んで貯蓄銀行がひろまり、1817年には貯蓄銀行法ができて、友愛会計画と競合しながら貯蓄銀行奨励論が出てくる。これらの友愛会計画・貯蓄銀行奨励論の欠陥は救済行政の対象たる諸階層には出資能力がなかったことであって、両制度は農業労働者の間にもひろまったものの⁽¹⁰⁵⁾、彼らにおける貯蓄の困難から救済制度の完全な代案とはならなかった。

2. 友愛会や貯蓄銀行が労働者の貯蓄による相対的過剰人口の維持を目的としたとすれば、それは貯蓄を可能とするような労働力の

生産費を前提とする。しかし、労働力の生産過程（生活過程）が常に労働力の生産費を最低にしていくという保証がない以上、資本は賃金を押さえるためにも、また労働者の貯蓄を進めるためにも労働者の生活過程における節約を種々な形で要請せざるをえなか、たのである。戦中期の小麦価格高騰下には穀物買い占などの商行為が規制される一方で、労働者の食事内容の低コスト化が資本の側から喝えられ行政当局により試みられたのは、その一つである（106）。この食事改革は戦時の高穀価に対する対応策にとどまるものでしかなか。だが、余暇時間や失業期間中の割当地耕作による家計補充と労働力陶冶を意図した土地割当は、産業革命期から姿をあらわし19世紀を通じて問題となっていく農業労働力維持の方策について、一つの解答を与えたものとみなされた。

3. 農業労働者は友愛会・土地割当などによ、て、公的扶助に依存することなく労働力

再生産を順調に遂行するものと期待された。これらの諸方策は独立労働者を形成するための重要な手段と考えられたのである。如上の The Society for Bettering the Condition of the Poor も土地割当についての啓蒙活動を行うばかりか、友愛会の奨励や貯蓄銀行の創設を試みるなどして、総じて独立労働者形成運動のセンターたうんとしたのである(107)。

このように友愛会計画・貯蓄銀行奨励論・土地割当計画はスポーナムランド制と同様に農業資本の要請に沿ったものではあったが、スポーナムランド制とは労働者を公的救済から独立(独立の第Ⅱ類型)たらしめるか否かをめぐり鋭く対立するものであった。

[C] 農業労働者の対立

農業資本の蓄積上問題となる農閑期を中心とする労働力維持をめぐり、一方ではスポーナムランド制、他方では土地割当、友愛会が

推進されたが、この二つの対抗する政策の潮流は小経営・零細経営解体期の「独立の精神」の二様の存在形態をその背後にもっていると考えられる。(I)一つは、ユベットの貧民救済=貧民の権利論に代表される如く公的扶助に頼ることと雇主の統制から独立たうんとする指向をもつものである(108)。「旧救貧法は労働階級のマグナ・カルタだ」(Attwood)。これは絶対主義から重商主義期にかけての救済の二原則たる生存権の保障と労働の義務(109)のうちの後者が欠落し、前者が資本への抵抗のよりどころへと転化したものであった。

(II)他は、公的扶助から独立して日々の営みを遂げていこうとする指向をもつたものである。この立場にたてば、「現在の諸悪の根源は…独立の欠如である。…我々は生計の独立——それは教区扶助を潔きよしとしな
いし、ワークハウスを自由で勤勉な人々への侮辱と考える——をいっているのだ。このよ
うな人格の独立はかつてこの国に存在したが、

今は失なわれた由といたしたのであり、この
ような独立維持のために土地割当や友愛会を
称揚したたのである(110)。

この両者はともに小経営・零細経営におけ
る独立(独立の第I類型)がその経済的基盤
を失い、「独立の精神」として内面に化石化し
ていくうちにとる姿であり、このような精神
構造を有する労働者に経済的基盤が再び与え
られれば、それは彼らが小経営・零細経営へ
復帰する可能性をもたらし(111)。従って原
蓄完了前において資本が(II)の立場に、其真
の「独立の精神」であるとして、これを土地
割当や友愛会を媒介として自らの論理のうち
に包摂して、独立の第II類型をうちたそうと
する政策を推進することは、思わざる結果と
して小農・半プロの復活をもたらし、原蓄
の進行を少しとどめる危険性があるとされる。
そのために原蓄進行中はこれらの政策は、展
開をみるこゝとなが、たのである。地主・借
地農の私的な努力をはなれて、独立労働者創

出政策が全面展開しえるためには原蓄の完了（第I類型への復帰の現実的條件の消滅）をまたねはならない。

V スポーナムランド制の展開と戦後農業不況

[A] スポーナムランド制の諸特徴

農産物価格高騰による活況の対仏戦中期と農業不況に苦しむ戦後期とでは、資金補助制が農業資本の蓄積において果す機能に違いがあるが、両時期を通してみられる諸特徴を抽出し分析してみよう。

(イ) ラウンズマン制との結合 スポーナムランド制は現実の展開の中ではラウンズマン制度・労働税制度・教区雇用制などの雇用提供制度と結びついていたものの、両者はその起源を異にする。ラウンズマン制は失業

者を教区内の借地農の間に巡回させて雇用を得さしめるものであるが、それは旧救貧法の一目的たる失業者への就業機会提供の手段として18世紀を通じて行なわれてきたものであった(112)。

(ロ) 農業資本の蓄積の積杆としての機能
 スピーナムランド制は冬季を中心とする農業労働者の失業や低所得就業による労働力再生産の困難に対応するものであったが、この制度が成立するや、労賃コストを可能な限り減らして蓄積を押し進めようとする農業資本によって労賃切下げの手段として利用されることとなり、借地農は「可能な限り少数の常時雇用労働者を雇い、周期的に必要とする追加労働力の供給を教区に頼る(113)」場合がでてくる。このようにして臨時労働力依存型への傾斜が一層ふかまる。

(ハ) 地代の安定化作用
 救貧税は土地や家屋の占有者に賦課されるために借地農がこれを払う連前であった。しかし地代の減額

を通じることによつてそれは地主に転嫁される。又借地農が賃金補助を受けている労働者を雇うことで仮りに超過利潤をえることができたとしても、借地契約更新時に借地農間の競争によつて超過利潤は地代化される。借地期間が比較的長期の場合はその間借地農は超過利潤を取得しえるが、対仏戦後期には年ぎめの借地・任意借地がひろまる傾向にあり(114)、超過利潤をえられたとしても長く取得するわけにはいかない。このように借地農は「地代の安定化作用により、たえず一定の利潤を確保(115)」することとなるのである。この点でコストを下まわする市場価格に苦しむ農業不況時を除いて、一般的に借地農がこの制度により利益をえたとすることはできない。しかし一借地農が被救恤民を雇うと同じ教区内の他の借地農も救済支出の公平な分け前を主張して、自らも被救恤民を雇わざるをえなくなる。救済行政単位が主に教区であることと借地農間の競争が存在したことが組み合わさる

て、たとえ資本蓄積上有利ではなくともこの制度は拡大する機構をもっているのである。

(二) 地主の名望家支配とその限界 地方地主は治安判事として地方行政を統括して議会に自らの代表を送ることによって州の支配者たる地位を占めており、彼らの利害を単に地代収入の増大に集約させることはできない。むしろ農村地帯の治安判事は借地農などからなる教区役人の救済行政に対し、貧民の保護者として対峙して救済を安易に給付する傾向にあり、彼らも又貧民救済＝貧民の権利論を展開したのである(116)。この治安判事の名望家支配(117)のあり方は、行政の極少化をもつて「経済的イニシアティブの展開にほとんど自由な道を拓いた」(マックス・ヴェーバー¹⁵)という一面を有する一方では、その家父長的救済行政が農業労働力維持の点でたとえ初発においては農業資本と同一歩調をとりえたとしても、やがて農業資本が労働力維持の方策を根本的に転換して公的扶助から独立した労働

働者の形成政策へと向うや、農業資本と公的扶助をつづけようとする一部治安判事との間には利害の対立が生じるのである(118)。

地主は救済税負担増大などからスポーナムランド制に対し批判的となりえた。しかしこのことから借地農の利害をばなれて地主の地代確保政策の挫折を強調するのは一面的である。地主の農場固定資本投資を媒介として地主利害と借地農利害の間には共生関係が取り結ばれており、前者は後者をばなれては存立しえなかつたのである(119)。

このように地主はスポーナムランド制に対して批判的となる一方では、治安判事としては貸金補助を押し進めるといったように両極の間を動揺して、自らのうちに一貫した政策展開への起動力を欠いていた。救済行政転換のイニシアティブは地主にではなく農業資本にあり、農業資本による労働力再生産構造転換の要請こそ救済法改正を予告し促したものであった。

(ホ) 救済税賦課による小農没落 大経営は賃金補助を受けた労働者を雇いまた救済税を地主に転嫁することができるが、小農経営は被救恤民を雇うこともなく税の転嫁もないために、大経営の小経営に対する経済的優位が助長された(120)。

(ハ) 工業資本による賃金補助制の活用 スピートムランド制は穀作農業地帯を中心に拡大していったが、北部においても手織工などの賃金圧下の手段として主にステールを伴わない賃金補助制が用いられてきた。注目すべきは周期的恐慌下に失業・低所得就業に陥いる労働者の生計維持のために賃金補助制が活用されはじめたことで(121)、北部では救済法改正後も、改正にもかかわらず、賃金補助制がつつくこととなった。このように北部工業資本は相対的過剰人口維持の手段として賃金補助制を活用しつづけ、行政の欠陥に対しては救済法改正前に既に救済行政の改革を行っていたのであり、賃金補助制が資本蓄

積の大きな桎梏となることもなかった。そして救済法改正によるワークハウス・テスト原則は恐慌で排出される労働者の前には無力であり、総じて新救済法は北部工業地帯では失敗に終わった。このことを念頭におくならば、救済法改正の主導力を北部工業資本に求めるのは疑問である⁽¹²²⁾。救済法改正を促した要因として Polanyi の如く自由な労働市場創出要求を考えるのは、労働力移動の態様と労働力需給に関する実証がないままに語られるならば抽象的議論にとどまるし、北部における困窮がすでに自由な労働市場の故に生じていることを看過することになると思われる⁽¹²³⁾。

[B] 戦後農業不況下の農業労働力

1. 対仏戦中期においては穀物輸入の減少、不作の連続さらにはインフレによって農業は活況を呈して穀物増産や土地の投機がみられた。これへの反動が1814—5年・1821—3年・

1833—6年に最も鋭くあらわれた戦後農業不況であった(124)。戦後期における農業生産の増大が投下労働力の増大によるよりも主に肥料使用・農具改良などによるものであり、又農産物価格低落により借地農経営に資本のくいつぶし・破産がおこり耕作放棄が生じるといった状況の下では、農業労働力需要は人口増や復員による労働力供給量増大に対応することができなかった。この結果、深刻な失業、とりわけ季節的失業が生みだされて、脱穀機の扱かりかこれをさらに著しいものとした。そして借地農は費用を下まれる市場価格を前に労賃コストを引下げようとして、事態を一層悪化させたのである(125)。この戦後期におけるスポーナムランド制の機能を次例でみてみよう。

〔例1〕 1816年農業改良会調査

1816年に農業改良会により出された全国農業事情調査報告書におけるDerbyshireのBeresfordの報告は賃金補助制の欠陥を鋭く

ついたものであった。

『賃金補助は…雇われているかいないかを問題でなくさせる。このために彼ら（農業労働者）は未来のために備えることをしない。賃金が労働者とその家族を養える以上である夏には彼らはそれを全部消費してしまい、冬には教区に扶助を申請する。貧民の間における先見と節約の習慣を助長するような救貧法改正は貧民にとっても有益であって、彼らの雑持のために大きく寄与している借地農にとっても救いとなるだろう（126）』

〔例2〕 1824年労働者賃金調査委員会
報告

1824年の下院委員会報告はラウソズマン制度と結びついたスポーナムランド制の実態を次の如くに要約している。

『国のいくらかの地域では、労働可能貧民が借地農の間いまわされ、生活費の一部又は全部を教区から受取っている。この慣行ははじめは教区の過剰労働力を雇用する手段であ

、だが、その費用により——それはほとんど避けがたいが——それは個人により雇われ支払われるべきところを教区に労働の支払いをなさしめる手段へと変わった。…借地農は彼が必要とする以上の労働者を課せられて、最少限必要としていた労働者を解雇し、教区より供給された労働力に頼り、これまで全く彼自身の費用で行、たものを節約せんとする。雇主との契約により雇われた着実で一所懸命労働する労働者は、教区の墮落した能率的でない囚人へと変わった⁽¹²⁷⁾』。

農業資本家は労働コストを節約しようと教区扶助を受けた労働者を雇用するために、従来から雇用されていた労働者は解雇されて、教区扶助を受けて低賃金で再雇用されることとなり、冬季における失業をさらに激化させることとなった⁽¹²⁸⁾。このように失業者の生計維持と就業労働者の賃下げにおいて、スコーナムランド制は資本蓄積の一環に組み込まれる。

しかしながら、他面それは労働義務を伴わない生存権を認めることで、労働者の勤勞意欲を奪い、農業資本家による労務管理を困難とし、労働生産性の低下を招き(129)資本蓄積の著しい障害物となつたと受けとめられていゝたのである。このような批判にたいして資金補助制を維持しつつ、労働者を雇わない小農や小商店主などに税を負擔させつつ、労働者の間に競争をおこさせることで勤勞意欲を確保しようとする試みが、労働税制度の導入であつた(130)。しかし、それがあくまで労働者の救済扶助への依存を認める限り、この制度は労働者の勤勉と節儉とを十分に保証することにはならなかつたのである。

2. スピーナムランド制によつて労働者における勤勞意欲の低下が引起され、それが労働生産性の下落に帰結し、勤勉なる労働者再生産が困難になつたという見解が広まつた。

これこそは、機械体系による労働力陶冶の機構をもたず手労働に頼らざるをえない農業資

本に自らの再生産をおびやかすものと映じた危機の姿であり、また1830年の暴動に端的に表現されていると考えられた「労働者の墮落」の主張の内実であった。「独立の精神」が解体されていってやがては労働者類型における「型の崩壊」をもたらすであろうという虞れが、いまや現実のものとなったと人々は考えたのである。『かつての英国のエートス The old English feeling は教区扶助を受けることを墮落と感じさせる独立の精神でしたね。——はい。この倫理的零回気 feeling は全般的に消滅しましたか。——ある地域では全くなくなり、他でも急速に衰えており、それをくいとめるための強力で全般的な努力がなされなければ壊滅と困窮のみがもたらされます』(SCA, QQ, 11993—11994)。

一方救済税は地主や資本主義的大経営にのしかかった。借地契約期間が長い場合では借地農から地主への転嫁は容易でなく、それに加え戦時インフレ下に土地を購入して自作農

化した資本主義的経営⁽¹³¹⁾の場合には税の転嫁ができず、借入金返済とともに経営を圧迫する要因となった。

ここに勤勉なる労働者再生産の困難の見通しと救貧負担の重圧の下に、農業資本はスピーナムランド制の廃止へと向うこととなり、各教区においては救貧法改正に先立つ時期にはやくも救貧行政の改革、労働可能貧民に対する救済の打ちきりがすすめられてゆき⁽¹³²⁾、例えば Bedfordshire の 1819 年の四季裁判所は、『ラウンズマン制度又は賃金補助制は…労働者の道徳的エネルギーを破壊し、…労働者から労働の公平かつ適当な割合を期待する権利を有する借地農にも害がある』という理由で、その廃止を勧告したのである⁽¹³³⁾。

この結果、34年以前にすでに農業地帯ではスピーナムランド制は衰退の道をたどりつつあったのである⁽¹³⁴⁾。農業資本は自らの蓄積を順調ならしめるためにスピーナムランド制を創出したものの、この制度が蓄積の一環と

して組込まれる中で蓄積をほりくずすものへと転化するや、その廃止を志向した⁽¹³⁵⁾。

戦後の農業不況により残存する小経営・零細経営に没落を余儀なくされるものが数多くでて、今や労働者が小生産者へ復帰する道は著しく狭められた。土地割当や友愛会などの方策で、農業労働者に継承された小生産者的エートスを近代的賃労働者のエートスに組みかえて強制していく政策体系の、全面的展開の条件がととのった。この戦後における、一方でのスピナムランド制解体への傾斜と、他方における独立自営農民層の基本的な消滅を背景とする独立労働者形成政策⁽¹³⁶⁾の展開こそ、34年救貧法改正をもたらしたる史的背景の一断面であった。そして北部工業資本も救貧法改正が形成しようとする独立労働者に理念としてはもとより反対するところではなく、「34年の原則」が北部の事情を考慮せず成人男子労働者への院外救助を打ち切らんとしたことに対しては、これを無視する

ことで答えたのであった。

VI 総括

産業革命期の農業経営においては日雇労働力の比重の増大と臨時労働力依存型への転換を中心とする農業労働制度の再編が進行し、この日雇労働力の担い手としてのプロレタリア化した小雇は労働力需要の季節的偏倚・労働力の臨時労働力化などによる雇用不安定・低賃金にさらされることとなった。対仏戦時中の食料危機はこの日雇層の「窮乏化」を一層押し進めた。ここにスコーナムランド制が労働力の順調なる再生産のために創出されたが、それはやがて勤勉なる労働者再生産の障害物へと転じ解体の時を迎えた。このようにスコーナムランド制の生成・展開・解体は農業資本の資本蓄積の態様に規定され、農業資本の意向に沿ったものであった。

一方スポーナムランド制との対抗において形成されてきた土地割当等の独立労働者形成政策は原蓄の完了前にはその展開が制約されていたが、戦後農業不況の中からスポーナムランド制にとって代わる労働政策として政策展開をとげることとなった。かつては小生産者として日々の営みを切りひらいてきた直接生産者の内に息づく主体的な労働倫理を、資本の要求する勤勉なる労働者の労働倫理へと展開せしめ、資本によるその社会的エネルギーの包摂を可能にしていくダイナミクスこそ、産業革命期の農業労働者が通過を余儀なくされたものであった。この独立労働者形成政策上の画期が44年救貧法改正である。それは成人労働者への院外救助の打切りによって強力的に独立労働者をつくりだせうと意図しており、土地割当などはこれとは別個に推進されたのであった。

第2章 注

(1) 大前朔郎『英國労働政策史序説』、
15 - 16 頁。

(2) 山之内靖『産業革命の史的分析』、
309 頁。

(3) : a 制度の農業地帯就中耕作地帯の
労働力維持のため、創出されて来り、かつ
32年0から34年の税復法調査委員会分析の力
点も、ここにあるので、法改正の根拠も、
ここにあるから、い。 Cf. Webb, S. &
B., English Poor Law History, Pt. II (1929
) , pp. 84, 147, 154; Blaug, M., "The
Myth of the Old Poor Law and Making of
the New", Jnl. Eco. Hist., Vol. XXIII, No.
2. 製造業における賃金補助制について、
Poor Law Report (1834) [以下 PLR (1834
) と略記] , pp. 42 - 44; 武居良明『産業革
命と小経営の終焉』、第1章、第5章参照。

(4) 吉岡昭彦「イギリス産業革命と賃労働」(高橋編『産業革命の研究』所収)。

(5) 高島道枝「イギリス産業革命期における手当制度の展開(一)」、『(甲大)経済学論基』、第5巻、第3号、396-397頁；同「1834年イギリス救貧法改正の労働政策的意義について(二)」、『(甲大)経済学論基』、第8巻、第1号、588頁。

(6) 山之内、前掲書、349頁。なお、吉岡昭彦編著『イギリス資本主義の確立』、398-399頁参照。

(7) Dunlop, O., The Farm Labourer (London, 1913), p. 30; Fussell, G., The English Rural Labourer (London, 1949), p. 46.

(8) Hammond, J. & B., The Village Labourer (London, 1927), p. 96.

(9) 以下の叙述では土地割当という用語はこの意味で用いる。従って本章では与へば、同定裁定における諸権への土地の割当を意

味しない。勿論回込びの土地の割当は本章の
いう土地割当の一契機なりえり。

(10) 零細農民への土地貸与を重商主義期
の一般的現象と見る山之内氏の見解は疑問に
ある。山之内靖「原始蓄積期イギリス農業に
おける賃労働力の存在形態」、『史学雑誌』、
第10巻、第12号、5頁。なお Curtler, W.,
The Enclosure and Redistribution of our
Land (Oxford, 1922), p. 265. に参照。

(11) Price, R., Observations on
reversionary payments, 7th ed. (London,
1812), Vol. II, pp. 155-156. 第2版には土
地割当論がないから、第7版の議論は Price
の死後に加えられたと考へられる。その
萌芽は第2版にもうかがえる。Ibid, 2nd
ed. (London, 1772), pp. 361-365.

(12) 小農論者の零細経営復活と要求する
のは、ヨーロッパ農奴制の標準的農民経営と
零細経営の複合構造を有する生産様式である
ことと無関係ではないと思われり。赤沢計真

「西ヨーロッパの歴史における『封建制』論」、
『歴史評論』、262号参照。

(13) Kent, N., Hints to Gentleman of Landed Property (London, 1775), pp. 205-215. Cf. Hasbach, W., A History of the English Agricultural Labourer (London, 1908), pp. 155-157; Curtler, op. cit., pp. 171-172.

(14) Kent, ibid., pp. 220, 240; Do., General View . . . of Norfolk (London, 1794) [以下農業改良会の各州報告書は、Kent (Norfolk) の如く略記する]、p. 23. 経済的背景として、権名重明『イギリス産業革命期の農業構造』、365-366頁を参照。

(15) Kent, Hints, p. 234 f; Do., (Norfolk), p. 45; Martin, E., The Secret People (London, 1954), p. 158.

(16) 土地割当論での割当地の広さはほぼほぼ2つの類型に大別される。

(17) Hammond, op. cit., pp. 30-31;

Hasbach, op. cit., p. 100; Gonner, E., Common Land and Inclosure (London, 1912), p. 360.

(18) 零細経営復活を目的とした土地割当論の消滅は、むしろはなない。

(19) Davis, D., The Case of Labourer in Husbandry (London, 1795), pp. 98-105. 同年の Sinclair の割当地への着目は、S. C. on Waste Land (1795), p. 204. である。

(20) Earl of Winchilsea, "On the advantage of cottagers renting land", in: Annals of Agriculture [以下 Annals と略記], Vol. XXVI, p. 228. Cf. Slater, G., The English Peasantry and the Enclosure of Common Fields (London, 1907), p. 133 f.

：これ以前の大衆論者の割当地への注目とあることは、主としてその意義はほとんど把握されていまいさうと思われる。しかし、その

Marshall の日産の土地の馬釘薯栽培
 に関する注目の点は特記の値である。

Marshall, W., Rural Economy of Midlands,
 2nd ed. (London, 1796), Vol. II, pp. 84
 - 85. 又 a 17 の点。 Stone, T., Suggestions
 for rendering the Inclosure etc. (London,
 1787), p. 85; Young, A., A Tour in
 Ireland (London, 1787), Vol. II, p.
 40. Cf. Young, D., National Improvement
 upon Agriculture (Edin., 1785), pp.
 256 - 270.

(21) Earl of Winchilsea, op. cit., pp.
 235 - 238.

(22) Annals, Vol. XXVI, pp. 73, 91 -
 102; Stubbs, C., The Land and Labourers
 (1885), p. 35; Barnett, D., Ideas on
 Social Welfare 1780 - 1834, M. A. Thesis
 (1961), Nottingham, p. 109. Cf. Eden,
 F., The State of the Poor (London, 1797
), Vol. I, p. xix f. Society for Better-

ing the Condition について、Holyoake, G., Self-Help, A Hundred Years Ago (London, 1890) に詳しい。

(23) Young, A., An Enquiry into the State of Publick Mind etc. (London, 1798), p. 19; 飯沼二郎『農学成立史の研究』、331-332, 352-360頁。

(24) Young, A. (Lincoln, 1799), pp. 410-420; Do., The Question of Scarcity etc. (London, 1800), pp. 77-78; Annals, Vol. XXXIV, pp. 186-191. 以下は Young の Price の土地割当論を一蹴して、と対比する。Young, A., Political Arithmetic (London, 1774), pp. 151-155. Cf. Howlett, J., An Enquiry into the influence which Enclosure etc. (London, 1786), pp. 22.

(25) Young, A., "An Inquiry into the propriety of applying waste etc.", in: Annals, Vol. XXXVI, p. 507 f. 以下は後述

の割当論については、[Young, A.],
General Report on Enclosure (London,
1808), pp. 14 - 15; Do. (Oxfordshire,
1813), pp. 22 - 23, 330 - 339. Sinclair は
牧草地帯中心の考えから工業地割当論を穀作
地帯に適用した。Sinclair, J., Observations
on the Means of enabling a Cottage to
keep a Cow (London, 1801).

(26) Sinclair, J., Code of Agriculture
(London, 1817), p. 78.

(27) Sinclair, Observations, pp. 4,
9 ; Young (Lincoln), p. 416 ; Barnett,
D., " Allotment and the Problem of Rural
Poverty, 1780 - 1840 ", in: Jones, E. &
Mingay, G., ed., Land, Labour and Popula-
tion in the Industrial Revolution, 1967,
p. 166.

(28) 「貧民は . . . 工業地の所有者たるこ
とに異常な程の価値を置く」 (Young, An
Inquiry, p. 536). cf. Barnett, Allot-

ment, p. 173.

(29) Annals, Vol. XXVI, p. 98 ;

[Young], General Report, p. 33. この点で土地割当に関する山之内氏の見解は疑問である。山之内、前掲書、308-309頁。

(30) Annals, Vol. XXVI, pp. 242-243;

Board of Agriculture, The Agricultural State of the Kingdom (London, 1816,

reprinted ed., 1970), pp. 8-15. なお、

イギリス資本主義農業の不均衡発展について

は、柳井敏朗『イギリス農業革命史論』参照。

(31) Betham-Edward, M., ed., The Auto-

biography of Arthur Young (London, 1898

), pp. 350, 358.

(32) 「イニグロニト」にとり奪い取ること、

独立の精神は主として peasantry の間に残っている

」 (Malthus, T., An Essay on the Prin-

ciple of Population, 4th ed., Vol. II,

1807, p. 97.). Cf. Lord Ernle, The

Land and its people (London, 1925),

p. 55. 19世紀の peasantry は「は」は農業労働者を指す。Hobsbawm, E. & Rudé, G., Captain Swing (London, 1969), p. 29.

(33) 割当地耕作労働者は範疇的又は賃労働者である。農業労働者の土地割当を歓迎した例として、The Labourers' Friend (London, 1835), p. 204; Thompson, E. P., The Making of the English Working Class (Penguin ed., London, 1968), p. 253.

(34) 34年の救貧法調査委員会報告中の「独立労働者」の用語法を想起させる。

(35) Stubbs, op. cit., p. 37; Ashby, A., Allotment and Small Holding in Oxfordshire (Oxf., 1917), p. 15.

(36) Rep. S. C. on Labouring Poor (1843), p. iii; Barnett, Allotment, p. 179.

(37) Rep. S. C. on Labouring Poor, p. 133. Cf. The Gentleman's Magazine, Vol. 100, No. 1, p. 106; Church, R.,

Economic and Social Change in a Midland Town (London, 1966), pp. 109-111.

工業労働者の土地への渴望については、イギリス工業労働者形成史（羊農羊工！）を想起せよ。Cf. The Labourers' Friend, pp. 55-56, 235-237; Thompson, op. cit., pp. 253-254.

(38) Rep. S. C. on Labouring Poor, pp. iv - v ; Rep. S. C. on Employment of Women and Children in Agriculture (1868), p. xxxiii.

(39) 地主の推進者となることから土地割当を救貧法と同様、温情主義の基つくものとして自由放任主義の対立させる予エバーズの見解は表面的な観察ではなない。Chambers, J., The Workshop of the World (London, 1961), p. 193.

(40) Barnett, Allotment, pp. 176-177 ; Hazell, J., " Malthus, the Poor Law, and Population in Early Nineteenth-Century

England", Eco. H. R., 2nd ser., Vol. XXII, No. III, p. 432. 過剰人口の下では土地割当は有効ではないという見解は、The Gentleman's Magazine, Vol. 90, No. 1, p. 619. 割当地の少ないことが労働力移動促進の一要因となり、例として、Marshall, J., "The Lancashire Rural Labourer in the Early Nineteenth Century", Tran. Lanc. & Ches. Anti. So., Vol. LXXI, 1961, p. 120.

(41) 農作業の季節的配分については、

Fussell, G., Village Life in the Eighteenth Century (London, 1947), p. 42 f; Do., "Farmer's Calenders from Tusser to Arthur Young", Eco. Hist., Vol. II, No. VIII. に参照されたい。

(42) Grigg, D., The Agricultural Revolution in South Lincolnshire (Camb., 1966), p. 48; Chambers, J. & Mingay, G., The Agricultural Revolution 1770 - 1850 (London, 1966), p. 98; Riches,

N., The Agricultural Revolution in Norfolk (Chapel Hill, 1937), p. 77.

(43) Young, A., Rural Economy (London, 1770), pp. 336-337; Collins, E., "Labour Supply and Demand in European Agriculture 1800-1880", in: Jones, E. & Woolf, S. ed., Agrarian Change and Economic Development (1969), p. 62.

(44) K & L². Heaton, H., The Yorkshire Woollen and Worsted Industries (Oxf. 1920), p. 342.

(45) Marshall, W., The Rural Economy of Norfolk, 2nd ed. (London, 1745), Vol. I, p. 186; Pinchbeck, I., Women Workers and the Industrial Revolution 1750-1850 (London, 1930), pp. 24, 53.

(46) James, W. & Malcolm, J. (Surry, 1794), p. 55; Redford, A., Labour Migration in England 1800-1850, 2nd ed. (Manchester, 1965), p. 143.

(47) Young, A., Farmer's Letter (London, 1768), pp. 159 - 160; Do., Rural Oeconomy, p. 340; Loudon, J. C., An Encyclopaedia of Agriculture, 7th ed. (Lond., 1831), p. 796 f; 飯沼、前掲書、210頁。

(48) マルクス『資本論』、岡崎訳、第2巻、297頁。レーニン『登壇』、全集、269-271頁参照。

(49) Fussell, Farmer's Calender, p. 525.

(50) Stone, op. cit., p. 31; Chambers, J., "Enclosure and Labour Supply in the Industrial Revolution", Eco. H. R., 2nd ser., Vol. V, No. III. 牧草地への転換に伴う場合は労働力需要は減る。Chambers, J., Nottinghamshire in the Eighteenth Century (London, 1932), p. 186.

(51) Mingay, G., "The Agricultural Revolution in English History", in:

Minchinton, W. ed., Essays in Agrarian History, p. 22. Cf. Collins, E., "Harvest Technology and Labour Supply", Eco. H. R., 2nd ser., Vol. XXII, No. III, p. 457.

(52) Long, W., "The Development of Mechanization in English Farming", Ag. H. R., Vol. XI, No. I, p. 22; Jones, E., "Agricultural Labour Market in England 1793 - 1872", Eco. H. R., 2nd ser., Vol. XVIII, p. 324.

(53) Gash, N., "Rural Unemployment 1815 - 1834", Eco. H. R., Vol. VI, No. I, pp. 92 - 93.

(54) Molland, R., "Agriculture 1793 - 1870", in: V. C. H. Wiltshire, Vol. IV, p. 82; Riches, op. cit., pp. 130 - 132; Weinstock, M., Old Dorset (Newton Abbot, 1967), p. 180.

(55) Young, Political Arithmetic, p.

11; P L R (1834), p. 35.

(56) ドーセットの86の教区における教区内借地農数(第2表)。Minchinton, W., "Agriculture in Dorset during the Napoleonic Wars", Proc. Dorset Na. Hist. & Arch. Soc., Vol. LXXVII, p. 165.

第2表

教区内借地農数	教区数
1	11
2-5	33
6-10	22
11-20	14
20-	6

(57) 「一般的に夏には過剰労働力は無いが冬にはある。冬は収穫後すぐにはじまり春の作業までつづく。」(Rep. S. C. on Agri. (1833) [以下 SCA (1833) と略記], Q. 1119.) (cf. Ibid., QQ. 3857-3862, 8517-8519, 11290. 「収穫期には労働者が

非常の欠乏するが冬季のほ全く過剰である。

」 (Rep. S. C. Labourer's Wages (1824)

[以下 SCLW (1824) と略記], p. 11.)

(58) Annals, vol. XXV, p. 354 f ;

Pinchbeck, op. cit., pp. 19 - 20 ; George.

M., English Social Life in the Eighteenth

Century (London, 1923), p. 44. Cf.

Laslett, P., The World we have lost, 2nd

ed. (London, 1971), p. 15.

(59) Hobsbawm & Rudé, op. cit., p. 38

; Molland, op. cit., p. 80. 19世紀中葉に

て同様。Sheppard, J., " East Yorkshire's

Agricultural Labour Force in the mid-

Nineteenth Century", Ag. H. R., vol. IX,

No. I, pp. 47 - 50.

(60) Sinclair, Code, p. 69 f ; Loudon,

op. cit., p. 797 ; Dunlop, op. cit., p.

10. 経営内分業について、Heath, E.,

British Rural Life and Labour (London,

1911), pp. 2 - 10. 参照。

(61) Orwin, C. & Wetham, E., History of British Agriculture (Newton Abbot, 1964), p. 84. この職人型日産は第三類型と見ることも可能。IEA, The Long Debate on Poverty (London, 1972), p. 41.

(62) SCA (1833), QQ. 929, 1122.

(63) PLR (1834), p. 62; Hobsbawm & Rudé, op. cit., p. 44; Pinchbeck, op. cit., p. 71.

(64) Davis, op. cit., p. 59; Marriage, J., Letters on the Distressed State of the Agricultural Labourers etc. (Chelmsford, 1831), p. 12.

(65) Sinclair, Code, p. 72; Hasbach, op. cit., p. 176. 寄宿制が表之るものは定注法とも関係がある。V. C. H. Buckinghamshire, Vol. II (1908), p. 91.

(66) Pinchbeck, op. cit., p. 39; Burnett, J., Plenty and Want (London, 1968), p. 32.

(67) マルクス『資本論』、岡崎訳、第1巻、656頁。インゲルス『イギリスにおける労働者階級の状態』、全集第2巻、495頁。

(68) Pinchbeck, op. cit., pp. 20-22.

(69) Ibid., pp. 54, 59, 62 ; Foot, P. (Middlesex, 1794), p. 29.

(70) Stone, op. cit., p. 32.

(71) Dunlop, O., English Apprenticeship and child Labour (London, 1912), p. 98.

(72) Marshall, D., The English Poor in the Eighteenth Century (London, 1926), p. 188 ; Webb, op. cit., Pt. I, p. 209.

(73) Marshall, W., The Rural Economy of the West of England (London, 1796), Vol. I, p. 110 ; Rep. Soc. for Bettering the Condition . . . of the Poor (1808), Vol. V, pp. 107 - 111 ; Hoskins, W., Old Devon (Newton Abbot, 1966), pp. 194 - 202.

(74) Thirsk, J., English Peasant Farming (London, 1957), p. 268; Do. ed., Suffolk Farming in the Nineteenth Century (Ipswich, 1958), pp. 31, 125; Holderness, B., "'Open' and 'Close' Parishes in England in the Eighteenth and Nineteenth Centuries", Ag. H. R., Vol. XX, No. II; Samuel, R. ed., Village Life and Labour (London, 1975), pp. 10 - 11.

(75) 正々 212. Steane, J. M., "The Poor in Rothwell, 1750 - 1840", Northamp. Past & Present, Vol. IV, No. III. における織布、靴製造。Saylor, J., "The Parish Administration of Shoreham, 1792 - 1844", Archaeologia Cantiana, Vol. LXXXVII. における製紙業。

(76) Davis, op. cit., p. 56. 産業革命期における農村の人口の増加と人口の増加過程を大規模にみるのとどうなるか。

勿論その口はリブ - トは半世紀以前から形成されて
いる。Hoskins, W., The Midland Peasant
(London, 1957), pp. 214-215; Thirsk,
J., ed., The Agrarian History of England
and Wales, Vol. IV (Camb. 1967), p.
420.

(77) Cutler, op. cit., p. 140 f ;
Pinchbeck, op. cit., p. 20 ; Dunlop, Farm
Labourer, pp. 11-12 ; Hoskins, Midland
Peasants, p. 245.

(78) Levy, H., Large and Small Hold-
ings (Camb. 1911), p. 5.

(79) Gentleman's Magazine, Vol. 96,
No. I, p. 601 ; Orwin, C., A History of
English Farming (London, 1949), p. 38
; Levy, op. cit., p. 4 ; Curtler, op. cit.,
p. 14.

(80) Gentleman's Magazine, Vol. 96,
No. I, p. 217 ; Dunlop, Farm Labourer,
pp. 2, 7-9 ; Hoskins, Midland Peasant,

p. 200.

(81) [Young], General Report, pp. 5-7; Scrutton, T., Commons and Common Fields (Camb., 1887), p. 120f; Thirsk, English Peasant Farming, pp. 207, 213.

共有地においては大経営による放牧は零細経営の土地を圧迫してゐた。

(82) Howlett, J., The Insufficiency of the Causes etc. (London, 1788), p. 42; Havinden, M., Estate Village (London, 1966), pp. 40-41.

(83) Ashby, A., One Hundred Years of Poor Law Administration in a Warwickshire Village (Oxf., 1912), p. 23; Hunt, H., " Landownership and Enclosure 1750-1830 ", Eco. H. R., 2nd ser., Vol. XI.

(84) 開放耕地開墾で小屋住の小地片を保有してゐる場合とは、彼らは開墾費用を負担しなくてはならぬ。加えて一部の落穂拾いの慣習の喪失を大きい。

(85) Gonner, op. cit., p. 365.

(86) [Young], General Report, p. 13; Curtler, op. cit., p. 244. 同達の貧民への影響の実態については、[Young], ibid., pp. 150-158; Do. (Norfolk), pp. 75-181. 又 2 頁。Subtenant については、Hosford, W., "Digby in 1801", Linc. Hist., Vol. II, No. III, p. 28.

(87) Davis, J., "The Small Landowner 1780-1830", Eco. H. R., 2nd ser., Vol. I, No. 1.

(88) Hoskins, Midland Peasant, p. 255; 雅名, 前掲書, 291 頁; 同「近代的土地所有」, 50-51 頁。同達後の穀作地帯では小屋付属の菜園地が少なかったことは、土地割当との関係に注目される。Clapham, J., An Economic History of Modern Britain, Vol. I (Camb., 1926), p. 121.

(89) 頁と又は P L R (1834), pp. 51-52.

(90) 農業労働者家計分析は、Davis, op.

cit., pp. 8-29; Young (Norfolk), p. 493; Eden, op. cit., Vol. II, p. 15; George, op. cit., pp. 19-21; Bayne-Powell, R., English Country Life in the Eighteenth Century (London, 1935), pp. 208-213.

(91) Kent, op. cit., p. 264; Davis, op. cit., p. 34; Turner, G. (Gloucestershire, 1794), p. 26; Hasbach, op. cit., p. 127. Cf. Wakefield, E. G., England and America (1834), p. 30.

(92) Webb, op. cit., Pt. I, p. 162; Marshall, D., op. cit., p. 104.

(93) Poynter, J., Society and Pauperism (London, 1969), p. 14; Ashby, One Hundred Years, p. 157.

(94) John, A. H., " Farming in War-time 1793-1815 ", in: Jones & Mingay ed., op. cit., p. 34.

(95) 詳細な分析は。 Stern, W., " The

Bread Crisis in Britain 1795-6",
Economica, Vol. XXXI, p. 168; Olson, M.,
The Economics of the Wartime Shortage (Durham, N. C., 1963), p. 49 f.

(96) Hammond, op. cit., p. 162;
 Hasbach, op. cit., p. 182.

(97) Neuman, M., "A Suggestion regarding the origin of the Speenhamland Plan",
Eng. H. R., Vol. LXXXIV, p. 319; Do., "Speenhamland in Berkshire", in: Martin, E. ed., Comparative Development in Social Welfare (London, 1971), p. 107;
 Poynter, op. cit., p. 77. 本章では「ステータム・リウム・ド・リ」は当時の主たるスケールを伴って、資金補助制を象徴する地位の与えらるる。

(98) Neuman, A Suggestion, p. 324.

(99) 大前氏の議論は、院外救助を資金補助と等置する説を以て立脚している。大前、前掲書、66-71頁。

(100) Marshall, J., The Old Poor Law 1795-1834 (London, 1968), pp. 33-35.

Cf. Oxley, G., "The Permanent Poor in South-West Lancashire under the Old Poor Law", in: Harris, J. ed., Liverpool and Merseyside (1969), p. 43.

(101) 「スピートランド制の分布と小麦地帯との間には驚くべき一致がある」(Blaug, op. cit., p. 171.) スピートランド制と田舎と直接に結びつけられたラバウの見解はトインビー以来の伝統的理解を受けついでたものであるが疑念がある。Clapham, op. cit., p. 124. Cf. Mingay, G., English Landed Society in the Eighteenth Century (London, 1963), p. 185. なお北部の農業労働者は一般的に公的扶助に頼ることはないと証言されている。SCA (1833), p. 1v, QQ. 3703, 6675-6681, 6915.

(102) Marshall, J., Old Poor Law, p. 36; Blaug, op. cit., p. 171; Neuman,

Speenhamland, p. 102; Chambers, Workshop, p. 76.

(103) Gosden, P., The Friendly Societies in England 1815-1875 (Manchester, 1961), p. 2; Chambers, Nottinghamshire, p. 243.

(104) Barnett, Ideas, pp. 45-75; Body, G. A., The Administration of the Poor Laws in Dorset 1760-1839, Ph. D. Thesis (1964), Southampton, p. 68. Cf. Gentleman's Magazine, Vol. 96, No. II, p. 155.

(105) 反復会が都市工業労働者を中心とする、V. 実態について。Marshall, J., "Nottinghamshire Labourers in the Early Nineteenth Century", Trans. Thornton Soc. Nottin., Vol. LXIV, pp. 69-73. 武居は自助を「過渡的」諸階層を切り捨てるための手段とみる(武居, 前掲書, 211頁)。自助は自由放任主義労働政策の基盤ではない

た' 3 3 0'. Cf. Rose, M., The Relief of Poverty 1835-1914 (London, 1972), 21頁。

(106) Young, Question of Scarcity, p. 80; Stern, op. cit., p. 182; Hammond, op. cit., pp. 119-128.

(107) Goodman, P., "Eighteenth Century Poor Law Administration in the Parish of Oswestry", Iran. Shrops. Arch. Soc., Vol. 61, No. Ⅲ, p. 339. I 地割当の実践例とく
 りはさくあたり、Todd, A., "An Answer to Poverty in Sussex", Ag. H. R., Vol. IV; Rep. Soc. for Bettering the Condition, Vol. I-V; The Labourer's Friend; Quarterly Review, Vol. XVI, p. 260f; SCA, Q. 11992 et passim. 参照。農業労働者の協
 同協合農場経営について。Thirsk ed., Suffolk Farming, pp. 26, 111-112.

(108) Slater, op. cit., p. 126; Edsall, N., The Anti-Poor Law Movement 1834-44

(Manchester, 1971), p. 22 f. 「(賃金補助制は)労働者のある種の独立をモテらう。彼は仕事を追い求めて親方へつらうことを学ぶ必要もない」(PLR (1834), p. 32)。但しこのことは割当地耕作による羊人口零細経営の復活を推進し、土地割当推進という点では農業資本の意向と一致しえぬ。

Cobbett, W., Cottage Economy (London, 1835), pp. 12, 96-98.

(109) Ashby, One Hundred Years, pp. 105-106; Furniss, S., The Position of Labourer in a System of Nationalism (Boston, 1920), p. 78. Tawney, R. H., Religion and the Rise of Capitalism, 出口・越智訳(下), 203頁参照。

(110) Appeal of the Day Labourers to the Landowners of England (London, 1832), p. 2 f. Cf. Quarterly Review, Vol. XXXI, p. 264; Bythell, D., The Handloom Weavers (Camb. 1969), pp. 131-132.

非国教徒による農業労働者の自助の強調の
 ついでに、Weinstock, op. cit., p. 182 ;
 Kerr, B., "The Dorset Agricultural Labour-
 ers 1750-1850", Pro. Dorset Na. Hist.
& Arch. Soc., Vol. LXXXIV, p. 165. 同地
 主のタリズムの弱い地域に非国教徒の強
 い努力を誇り、其ことは興味深い。Everitt,
 A., The Pattern of Rural Dissent: The
Nineteenth Century (Leicester, 1972).

(111) 山之内の鋭い指摘の事をも、乙想
 起させるべきである。山之内、前掲稿、15頁。

Cf. Smelser, N., Social Change in the
Industrial Revolution (London, 1959),
 p. 351.

(112) Webb, op. cit., Pt. I, p. 190 ;
 Tate, W., The Parish Chest (Camb., 1946),
 p. 233 ; Hampson, E., Treatment of Poverty
in Cambridgeshire (Camb., 1934), p. 191.

(113) PLR (1834), p. 191.

(114) 雅名、近代の土地所有、60頁；

Thompson, F. M. L., English Landed Society in the Nineteenth Century (London, 1963), pp. 230-231.

(115) PLR (1834), p. 62. Cf. SCA (1833), Q. 3302.

(116) Ashby, One Hundred Years, p. 40; Poynter, op. cit., p. 10; Newman, Speenhamland, p. 112; 片岡昇『英國勞働法理論史』, 380-381頁。

(117) Smellie, K., A History of Local Government, 4th ed. (London, 1968), p. 12; Chambers, Nottinghamshire, p. 217; Mingay, G., "The Large Estate in Eighteenth-Century England", First. Int. Conf. Eco. Hist., p. 371.

(118) Newman, Speenhamland, p. 113 f; Poynter, op. cit., p. 312. 地主の地代利子収入は、依存する限り、その名望家と無関係な産業資本の意向とは決定的には訂立しえないことは、改めて強調されてよいと思われる。

(119) Habakkuk, H., "Economic Functions of English Landowners etc.", Expr. Antr. Hist., Vol. VI, No. 2; Higgins & Pollard ed., Aspects of Capital Accumulation in Great Britain 1750-1850 (London, 1971), p. 159 f; 雑名, 近代的土地所有, 第2章。

(120) Annals, Vol. XXXV, pp. 471-473; Ashby, One Hundred Years, pp. 19-24.

(121) Rose, M., "The Allowance System under the New Poor Law", Eco. H. R., 2nd Ser., Vol. XIX, No. III, pp. 614-615; Boyson, R., "The New Poor Law in North-East Lancashire", Tran. Lan. & Ches. Anti. Soc., Vol. LXX, p. 43; Church, op. cit., pp. 114-115. 定住法下では税管法改正後モ恐慌に排出される工業労働者の生計と農村税区に維持可能な場合がある。この1840年の定住法改正の農村の利益の為には注意せよ。Springall, M.,

Labouring Life in Norfolk Villages 1834-1914 (London, 1936), p. 34.

(122) ミエフ、1 - ルド選出議員曰く「この法案（税算法改正法案）は北部の良めな要求を以ていふべきではない」（Rose, M., "The New Poor Law in an Industrial Area", in: Hartwell, R. ed., The Industrial Revolution (Oxf., 1970), p. 121. 「マシキエスタ - のようだとこのことは、教区はよく管理されていふからそのような権力（Poor Law Commission）を執行する必要はない。」（Hansard, 3rd ser., Vol. XXIV, Col. 929. Cf. Redford, A., The Economic History of England (London, 1931), p. 122; Midwinter, E., Social Administration in Lancashire (Manchester, 1969), p. 14.

(123) Polanyi, K., The Great Transformation (1944, Beacon ed., 1959), pp. 77, 83. 但し法改正の理論的根拠として自由な労働市場創出の争いからいふことは

否定すべくもない。

(124) 毛利健三「1815-6年のイギリス農業不況」, 『土地制度史学』, 第24号; 同「19世紀20年代初頭のイギリス農業不況(上)」, 『(福島大)商学論集』, 第36巻, 第3号; 同「産業資本確立期における穀作農業の発展」(川島・松田編『国民経済の諸類型』所収); Fussell, G. & Compton, M., "Agricultural Adjustment after the Napoleonic Wars", Eco. Hist., Vol. III; Adams, L., Agricultural Depression and Farm Relief in England 1813-1852 (1932); Thompson, H., op. cit., p. 231 f; Chambers & Mingay, op. cit., pp. 126-133.

(125) Jones, E., op. cit., p. 235; Grigg, op. cit., p. 127; Orwin & Whetham, op. cit., p. 69.

(126) Board of Agriculture, op. cit., p. 60. (cf. Wakefield, op. cit., p. 30.)

(127) SCLW (1824), p. 3. Cf. Rep.

S. C. on Poor Laws (1817), pp. 8-10.

(128) Thirsk, J., "Agrarian History 1540-1950", in: V. C. H. Leicester, Vol. III, p. 237; SCA (1833), QQ. 3865, 8557.

(129) 「借地農は賃金がいかに乏しきものあり、
 此種税租即ちの労働は高くつくことを知る。」
 (PLR (1834), p. 41.) Cf. SCLW (1824), pp. 4-6; SCA (1833), QQ. 9594, 12054; Hobsbawm & Rudé, op. cit., p. 51.
 労働生産性低下はいとする Blaug は、労働生産性と土地生産性を混同してゐる。Blaug, op. cit., p. 176; Do., "The Poor Law Report Reexamined", Jr. Ec. H., Vol. XXIV, No. II, p. 242. Cf. Taylor, J., "The Mythology of the Old Poor Law", Jr. Ec. H., Vol. XXIX, No. II, p. 297.

このことは政策主体のステークホルダー制による、労働生産性の低下の引起にその原因と判断し、これが決定的に重要である。

なお北部の手織工への資金補助は個数資金などの存在によつて、労働生産性を低くしないように作用してゐるとの報告がなされてゐる。PLR (1834), pp. 42-43. Cf. Ozley, op. cit., p. 31; Midwinter, op. cit., p. 12; Boyson, op. cit., p. 39.

(130) SCLW (1824), pp. 7, 38; SCA (1833), p. vii.

(131) 毛利は戦時中より自作農へと転化し、上層では小農経営と把握されてゐる。Hoskins の研究では資本主義的経営の自作農化してゐる。毛利、1815年-6年のイギリス農業不況、11頁; Hoskins, Midland Peasant, pp. 265-266; Martin, J., "The Parliamentary Enclosure Movement and Rural Society in Warwickshire", Ag. H. R., Vol. XV, No. I, p. 33.

(132) Ashby, One Hundred Years, p. 15; Body, op. cit., p. 236.

(133) SCLW (1824), p. 37; Emmison,

F., "The Relief of the Poor at Eaton Socon, 1706-1834", Bed. Hist. Rec. Soc., Vol. XV, p. 53.

(134) Blaug, Poor Law Report, p. 231.
 史料上賃金補助と児童手当の混同を以て
 いる。税制改正への南部農業労働者の反応
 ついては、さしあぐり、Edsall, op. cit.,
 pp. 27-44; Springall, op. cit., pp. 28-
 34; Rose, M., The English Poor Law (Newton
 Abbot, 1971), pp. 104-105;
 Brundage, A., "The English Poor Law of
 1834 and the Cohesion of Agricultural
 Society", Ag. Hist., Vol. XXXVIII, No.
 III, p. 407.

(135) 借地農による税制改正への支持例
 として、The Farmer's Magazine, Vol. I (1834),
 pp. 311-312; SCA (1833), Q.
 9545.

(136) 古典派経済学の労働者像の二期

は、独立・自助・上昇志向といふ規定を手
えらひてゐることを想起さすべし。Coats, A.,
"The Classical Economist and the Labour-
er", in: Jones & Mingay ed., op. cit.,
pp. 100-130. 同前18世紀における労働者像
の變遷について、Do., "Changing Attitude
to Labour in the Mid-Eighteenth Century",
Eco. H. R., Vol. XI, NO. I ; Do., "Economic
Thought and Poor Law Policy in the Eight-
eenth Century", Eco. H. R., 2nd ser., Vol.
XIII, NO. I. 参照。